

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和7年10月6日(月)

午前10時1分開会、午後4時15分散会

(休憩 午後0時5分～午後0時5分、午後0時8分～午後1時2分、
午後1時20分～午後1時25分、午後1時41分～午後1時45分、
午後3時8分～午後3時25分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、村上貢一副委員長、佐々木茂光委員、佐々木朋和委員、
菅原亮太委員、小西和子委員、名須川晋委員、高橋但馬委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

三浦担当書記、谷地担当書記、大内併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、和田文化振興課総括課長、
田内スポーツ振興課総括課長、三ヶ田スポーツ振興課特命参事

(2) 教育委員会

佐藤教育長、松村教育局長兼首席サービス管理監、駒込教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼サービス管理監、
工藤教育企画室予算財務課長、山崎教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、佐々木学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
亀山学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長、
佐々木学校教育室産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
菊池学校教育室生徒指導課長、菊地教職員課総括課長兼サービス管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼サービス管理監、

岩瀨教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、
中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、藤井生涯学習文化財課総括課長

(3) ふるさと振興部

阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長、安齊参事兼学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

8人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第2条第2表中

1追加中 4

イ 議案第23号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

ウ 議案第17号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

ア 受理番号第67号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書提出を求める請願

イ 受理番号第68号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める請願

ウ 受理番号第69号 給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書の提出を求める請願

(4) ふるさと振興部関係審査

(議案)

議案第1号 令和7年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 ふるさと振興部関係

(5) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、八幡担当書記に代わり、谷地担当書記が出席しておりますので、御了承願います。

本日は、常任委員改選後、最初の委員会審査でありますので、執行部の職員の紹介をいたします。

なお、総務委員会と紹介者が重複している関係上、ふるさと振興部から紹介を行うことといたしますので、御了承願います。

初めに、阿部博理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長兼首席ふるさと振興監兼I L C推進局企画総務課総括課長を御紹介いたします。

○阿部理事兼ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長 阿部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 この際、阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長からふるさと振興部の職員を御紹介願います。

○阿部理事兼ふるさと振興部副部長兼ふるさと振興企画室長 ふるさと振興部の職員を御紹介いたします。

安齊和男参事兼学事振興課総括課長でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 次に、菊池芳彦文化スポーツ部長を御紹介いたします。

○菊池文化スポーツ部長 文化スポーツ部長の菊池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 菊池文化スポーツ部長から文化スポーツ部の職員を御紹介願います。

○菊池文化スポーツ部長 それでは、文化スポーツ部の職員を紹介いたします。

新沼司文化スポーツ部副部長兼文化スポーツ企画室長です。

柏葉保行文化スポーツ企画室企画課長です。ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監を兼務しております。

和田英子文化振興課総括課長です。

田内慎也スポーツ振興課総括課長です。

三ヶ田礼一スポーツ振興課特命参事です。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 御苦労さまでした。

次に、佐藤一男教育長を御紹介いたします。

- 佐藤教育長 教育長の佐藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 佐藤ケイ子委員長 続きまして、松村達教育局長兼首席服務管理監を御紹介いたします。
- 松村教育局長兼首席服務管理監 松村でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 佐藤ケイ子委員長 佐藤教育長から教育委員会事務局の職員を御紹介願います。
- 佐藤教育長 まず、駒込武志教育次長兼学校教育室長です。

武蔵百合教育企画室長です。

黒澤裕彰教育企画推進監兼服務管理監、ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監及び保健福祉部子ども子育て支援室少子化対策監併任です。

工藤秀誠教育企画室予算財務課長です。

山崎重信教育企画室学校施設課長です。

伊藤兼士学校教育室学校教育企画監、ふるさと振興部地域振興室ふるさと振興監及び保健福祉部子ども子育て支援室少子化対策監併任です。

佐々木淳一学校教育室首席指導主事兼義務教育課長です。

亀山丈学校教育室首席指導主事兼高校教育課長です。

西川信明学校教育室高校改革課長です。

佐々木宏幸学校教育室産業・復興教育課長です。

最上一郎学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長です。

菊池陽子学校教育室生徒指導課長です。

菊地亮弘教職員課総括課長兼服務管理監です。

佐藤孝之教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監です。

岩渕雅明教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監です。

中村和平保健体育課首席指導主事兼総括課長です。

藤井茂樹生涯学習文化財課総括課長兼岩手県立埋蔵文化財センター所長です。

佐藤淳一生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長兼岩手県立埋蔵文化財センター副所長です。

どうぞよろしく願いいたします。

- 佐藤ケイ子委員長 御苦労さまでした。

以上で執行部職員の紹介を終わります。執行部入室のため、しばらくお待ちください。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承ください。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 佐藤ケイ子委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費、第8項文化スポーツ費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新沼副部長兼文化スポーツ企画室長** 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。第2款総務費6億7,625万8,000円の増額補正のうち、第8項文化スポーツ費679万9,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明をさせていただきますので、御了承願います。

それでは、27ページをごらん願います。第2款総務費、第8項文化スポーツ費、第3目スポーツ振興費であります。右側説明欄のスポーツ施設設備整備費は、県営運動公園のナラ枯れ被害木の駆除の実施、加えて県営スケート場に必要の備品の整備に要する経費について、所要額を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願申し上げます。

○**佐藤ケイ子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**佐々木朋和委員** 私から、地域部活動についてお伺いしたいと思います。主にスポーツ関係でございます。

県内の中学校における地域部活動の実施状況についてお伺いしたいと思います。国では、今年度までは土日の地域部活動移行ということで進めておりますし、来年度からは平日についても課題を抽出しながら進めるということをお聞きしたけれども、県内では人口減少が進んでおまして、私の地域でも前述の地域部活動に移行しているところも多いのかなと思っておりました。県として、実態を把握していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

ます。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 各市町村におきましては、現在、主に国からの委託による実証事業でございます地域スポーツ活動体制整備事業を活用して、地域クラブ活動の体制整備を進めているところでございます。この実証事業は、令和3年度から始まったものでございまして、運動部活動につきましては、これまでに岩手町、葛巻町、大船渡市、九戸村の4市町村が取り組んできたほか、今年度につきましては盛岡市、宮古市、矢巾町、西和賀町、一戸町、遠野市、久慈市の7市町で取り組んでおります。

文化部活動につきましては、今年度は大船渡市、一戸町の2市町が実証事業に取り組んでおります。また、国のガイドラインにおきまして、市町村は学校や保護者等の関係者から成る協議会を設置するというようになっておりますけれども、ことし6月の調査時点におきまして23の市町村で協議会を設置しているというような状況でございます。

それから、佐々木朋和委員からお話ありました、休日の部活動がだんだん平日のほうに広がってくるというお話ですけれども、国で行っております地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめがことし5月にございました。その中で、令和8年度から令和11年度まで（後刻「令和13年度まで」と訂正）の6年間で改革実行期間というように定めておりますけれども、休日についてはその6年間で原則全ての学校部活動について地域移行の展開を目指すということになっております。平日につきましては、それぞれ課題を解決しつつ、国で地方公共団体が実現可能な活動の在り方、課題への対応策等の検証を行うということになっておりまして、まずは休日の部活動からこの6年間できっちり進めていくというような流れになっております。

○**佐々木朋和委員** 今御説明いただきましたけれども、その実証実験の枠を飛び越えて、私の地域でも地域部活動が広がっているのではないかとということで、課題意識を披露したのです。6年間をかけて、休日ということにとどまらずに、なかなか学校にやりたいスポーツがないとか、子供たちが少ないということで、地域部活動に先んじて進んでいる。それによって、さまざまな負担も出てきているのではないかと今御指摘させていただいたのですけれども、その点について県としては把握をなさっているのか伺います。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 御指摘のとおり、国の実証事業を活用しないで独自に取り組んでいる、例えば一関市でありますとか、自走で部活動の地域移行に取り組んでいる市町村もあるということは、当然我々も認識しております。そういった中で、大変恐縮なのですが、今年度の国の実証事業を活用している市町村のところでは家庭の負担というところを申し上げますと、運動部活動につきましては実施している7市町中、未定となっている1市を除きまして、五つの市、町で参加料は会費無料というような取り組みをしております。一つの町で年間3,000円というように設定しているところです。

文化部活動につきましては、実施している二つの市、町、いずれについても参加料、会費は無料となっております。

また、指導者に対する謝金もございますけれども、そちらについても市町村が負担して、

家庭の負担はないというような状況になっております。これらの国の実証事業を活用している市町村におきましては、その国からの事業費というのを活用して家庭の負担軽減を図っているというところがございます。その国の実証事業を終えて自走した取り組みに移行した市町村でありますとか、佐々木朋和委員がお話しになった一関市のように、初めから国の事業を使わないで自走で取り組んでいる市町村におきましても、家庭の負担軽減が図られるよう、独自の補助制度等による支援が行われるものと承知しております。

○佐々木朋和委員 まさに今一関市では、そういった意味で実証実験を使わずに、というところがこれからの課題のモデルケースということになってくるのかなと思います。今実証実験を行って、会費無料で行われるというところもあるのですが、そうではないところは地域で——私の地元でも聞いておりますと、やはり毎月お金がかかる、あるいはそれこそことしは一関市の千厩町のサッカーが地域部活動でありながら全国大会に出たのですけれども、なかなかその遠征費について大変苦労した。企業にお願いして、何とかなかったけれども、もう次からは行けないねという話も出ているということもありました。

先ほど田内スポーツ振興課総括課長から、今後補助が見込まれるというようなお話がありましたけれども、それは確実性があるものなのか。もしそうでないのだとしたら、あるいは日頃の活動だけではなくて、遠征についても考えたときに、やはりそういった支援が必要だというのであれば、今のこういった家庭の負担であるとか、そういった実態を県としても把握する努力をされて、そのデータをもって国に要望しなければいけないのではないかと感じるのですけれども、その辺の所感についてどのようにお考えでしょうか。

○田内スポーツ振興課総括課長 御指摘のありましたとおり、国の実行会議におきまして、受益者負担の水準というものを、国において金額の目安を示す必要があるのではないかなというように取りまとめになっております。国は冬頃というように言っておりますけれども、今後、国において、ガイドラインを示すことになっておりまして、その中で恐らく受益者負担の水準というものが示されてくるかと思っております。県としてもその状況については注視してまいりたいと思っておりますし、あと受益者負担と公的負担のバランスというものについても、同じく国の実行会議におきまして、そのバランスの在り方、費用負担の在り方というものを国においてしっかり検討すべきというような取りまとめになっております。そちらについても今後の国の動き、来年度の予算も含めて注視してまいりたいというように思います。

○佐々木朋和委員 私の御質問としては、今の課題、現状をしっかりと県としても把握した上で、課題をわかった上で、国に対して要望するべきではないかという話をしたのです。国の状況を注視するのはいいのですけれども、やはりそこら辺が大事ではないかと思いましたので、この点についてもう一回御回答をお願いしたいと思います。

○田内スポーツ振興課総括課長 大変申し訳ございません。今年度県では大学の先生をアドバイザーという形で委嘱しまして、県内の市町村をアドバイザーに回っていただいております。

ります。とりあえず全 33 市町村をアドバイザーに回っていただき、まず 1 周目のところで各市町村の現状であるとか、課題意識であるとか、そういうものの聞き取りを丁寧に行ったところです。

佐々木朋和委員がおっしゃったとおり、さまざま保護者の負担の問題とか、そういったものを課題として考えている市町村も多かったということですので、まずは各市町村をアドバイザーが回った結果を取りまとめまして、必要に応じて、また来年度の予算要望なりというところで、国に対しては働きかけをしていきたいと思います。

○佐々木朋和委員 冒頭で示していただいたとおり、この 6 年間で、国としては地域部活動についてやっていこうという流れなのですけれども、岩手県はやはり人口減少がすごいので、それを待ってられずに先行して地域部活動に移行していているような状況であるということなのです。そうしますと、国の制度ができる前に、部活動を続けることが大変になってしまう。それによって、地域から部活動の文化がなくなってしまうのではないかと、また子供たちの学びの場もなくなってしまうのではないかと、私は懸念しておりました。ぜひその点を注視していただきたいと思います。

先ほどのお話の中で、公的な補助と受益者負担という話がありました。学校部活動ですと、受益者負担のほかに学校の市費というところで公的負担が賄われていたのですが、今先行している実証実験ではないところは、学校の部活動ではなくなってしまうので、市費からお金をもらわないで、受益者負担のみでやっているところが現状なのではないかと思えます。その点について、もしかしたら教育委員会の所管かもしれませんが、例えばやり方として、地域部活動であっても、1 人でも 2 人でも学校でサッカー部として認めていただいて、活動は地域部活動でやると、例えばこういったような形を取れば、学校からの私費も使えるのではないかなとか、国の制度が整うまでの間、そういった工夫も必要なのではないか、あるいはそういったことができないのであれば、国の制度が整うまで、県としても支援していかなければいけないのではないかと感じているわけでございますけれども、その点について最後にお聞きして、この点は終わりたいと思います。

○田内スポーツ振興課総括課長 地域移行につきましては、学校主体の部活動から地域主体の地域クラブ活動に転換していくというような取り組みでございますけれども、学校において保護者等から徴収するいわゆる私費につきましては、学校の教育活動に使用されるというものであり、教育委員会では地域クラブ活動に活用している例は承知していないというように聞いております。ただ、保護者の負担の軽減という観点から、さまざまな視点で考えていかなければならないというように思っておりますので、私費に限らず、負担軽減の方策については今後も不断に研究してまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、漫画の原画保護についてお聞きしたいと思います。岩手県は、文化スポーツ部において漫画に力を入れているところでありますけれども、国でも漫画のものと書いてある原画というのですか、アニメだったらセル画というのでしょうか、そういったものにつ

いて海外への流出を防いで、日本に残して、文化としてきちんと保護していこうと、第二の浮世絵みたいにならないようにということで今進めているというようにお聞きしておりました。今国で進めている保存収集について、現状としてどのような取り組みがなされているのか、まず教えていただきたいと思います。

○**和田文化振興課総括課長** 国におきましては、漫画の原画やアニメのセル画などを収集、保管、展示する、仮称でございますが、メディア芸術ナショナルセンターを整備するというような予定でございます。

また、2033年までに映画やアニメコンテンツによる拠点を全国におよそ200カ所設定しまして、センター以外にも資料を所蔵する施設の確保など、収集、保存体制の整備を検討していると聞いているところでございます。

○**佐々木朋和委員** 先日、岩手県出身でドラゴン桜の著者である三田紀房先生の講演を聞く機会がございました。三田紀房先生は、古い洋館みたいなものを借りて、そこで原画を集めて展示をして、そこから幾ばくかの収入を漫画原作者にも還元するといった活動をされているというようにお聞きしました。また、財産、相続税等でなかなか原画を手元に置いておけない漫画家の遺族の方もいらっしゃるということで、そういったことも保護していかなければいけないということをお聞きしました。

岩手県は漫画に力を入れているのですけれども、漫画で岩手県のことを情報発信することが主眼ですが、漫画に力を入れるのであれば、例えば先ほど言った全国に200カ所できるところに岩手県としても先んじて手を挙げるとか、全国からそういった原画、セル画を収集して保管をして、お客様に見せて収入を得て、それを還元するとか、そういった方向でもこの漫画というものを活用していくべきではないかと思います。

チャットGPTで漫画県と調べると、残念ながら岩手県は出てきませんでした。熊本県とか3県は出てきているのですけれども。岩手県は漫画に力を入れていると思っていたのですが、その方向性として、文化としての押さえるべき幹というところ、私はここにあるのではないかという感じがしまして、今回提言をさせていただきました。ぜひ最後にそういった方向性での漫画の活用について所感をいただいて、終わりたいと思います。

○**和田文化振興課総括課長** いわてマンガプロジェクトにおきましては、今後県内で漫画文化に触れる機会、あるいは漫画創出といったコンテンツツーリズムというところにも活性化に向けて取り組みを展開したいというようには考えております。それとあわせて、東北地方では、秋田県横手市の増田まんが美術館において、原画の収集、保存の取り組みが行われているところでございます。横手市の取り組み、それから今後の国の動向をしっかりと把握しながら、本県における展開の可能性など研究してまいりたいと考えております。

○**齊藤信委員** 最初に、県内三つの世界遺産の活用状況についてお聞きします。

三つの世界遺産の活用状況、入場者数、独自企画等はどうなっているのでしょうか。

○**和田文化振興課総括課長** 令和6年度の遺産ごとの来訪者数についてでございますけれども、平泉は約77万2,000人で、前年度より約3万人増加しているところでございます。

また、橋野鉄鉦山は約1万5,000人、御所野遺跡は4万1,000人と、年度で比較しますとおおむね横ばいというような状況になっております。

それから、独自企画としましては、県では令和4年度からいわて世界遺産まつりを毎年開催しております。今年11日の土曜日と12日の日曜日には橋野鉄鉦山世界遺産登録10周年、それから県制150周年記念事業としまして、釜石市民ホールで世界遺産まつりを開催するところがございます。この祭りの中では、三つの世界遺産に関するオープンスクールですとか、明治日本の産業革命遺産のシールラリー、あるいは御所野遺跡と沿岸部の縄文遺跡に係るクロストーク、そしてさらに県内各地の高校生による民俗芸能の演舞をステージイベントで披露するというような予定をしているところがございます。

○**斉藤信委員** 私がいただいた資料は、もっと詳しくあるのです。平泉世界遺産祭2025は平泉スマートインターの駐車場で約5,000人とあるのですが、中身を少し紹介してください。

あとは、ごしよの縄文ウィーク2025、これは10月18日からですから、これからなのですが、まず平泉世界遺産祭2025はどういうものだったのか伺います。

○**和田文化振興課総括課長** 平泉世界遺産祭2025は平泉町が実行委員会を結成して実施しているものでありまして、平泉町であるとか、あとは県南広域振興局などが構成員となって実施しているところがございます。基本的には、さまざまなブース出店ですとか、ステージイベント、民俗芸能等々のステージイベントもありましたし、それから我々は世界遺産のパネル展示のブースを頂戴いたしまして、参加させていただきました。あとは、さまざまな飲食を伴うようなものも準備されておまして、5日間で大体5,000人ぐらいの方がいらっしゃったというように聞いております。

○**斉藤信委員** 全国で三つの世界遺産を持っているという都道府県は少ないわけで、この活用というのは県政にとっても大変重要な、県民にとっても大変重要なものだというように私は思っております。

この間、文教委員会で御所野縄文博物館を視察してきました。何度か行っているのですが、やはり復元をしたすばらしい縄文公園なのです。国道からもすぐだし、交通の便も決して悪くないところなのだけれども、令和4年度は5万1,000人でしたが、令和6年は4万1,000人ですから、来館者数が伸びていない。もっと県と市、町が少し連携を強化して、光を当てて——世界遺産ですから、県民はもとより、国内、国外に発信するという必要なのだと思いますが、その点はどうなっているのでしょうか。

○**和田文化振興課総括課長** 本県の三つの世界遺産でございますけれども、平泉町、釜石市、一戸町と、広域に点在しているということもございます。1日で三つの世界遺産の周遊はなかなか難しいということもございますので、できれば本県へ来訪のリピートスポットとなるように、三つの世界遺産でその価値や魅力を伝える取り組みをやっていくというように考えているところです。

例えば夏に平泉に行った方が、そこでほかの世界遺産の情報も入手して、秋には御所野

に行くとか、そういうような取り組みをしていきたいと考えております。そういったこともあって、県では三つの世界遺産が所在する各地のガイドの方とか、児童を対象とした交流会を実施しております。相互に魅力や価値を学んで、それぞれの世界遺産において、ほかの資産についても魅力が伝えられるような取り組みを実施しているところでございます。

○**斉藤信委員** 釜石市の橋野鉄鉱山も貴重な遺産ですけれども、場所が中心部から離れたところで、この活用というのは本当に知恵を出すことが大事なのではないかと。そういう意味でいくと、やはり東日本大震災津波の復興記念館などと連携した形の取り組みというものすごく大事なのではないかと感じております。

次に、県立平泉世界遺産ガイダンスセンターは指定管理の問題で、今まで公益財団法人岩手県文化振興事業団が業務を受託していたところ。ところが、文化振興事業団はあの委託費ではできないと言って、県外の業者が受託したといういわくつきの経過がございました。この平泉世界遺産ガイダンスセンターの来館者数や独自企画や職員の体制がどうなっているかを示してください。

○**和田文化振興課総括課長** 平泉世界遺産ガイダンスセンターの入館者数についてでございますが、令和6年度は1万8,181人となっております。前年度と比較しますと2,034人増加しております。その増加の内訳としましては、団体が559人減少しましたけれども、個人でお越しいただいた方は2,593人増加したところでございます。

また、独自企画として、今年度の企画展は8月2日から開催しております。清衡と後三年合戦絵巻をテーマに、後三年合戦後に勝ち残った奥州藤原氏の初代清衡が中尊寺建立に至った経緯や心情を描いた絵巻を、秋田県横手市にある金澤八幡宮からお借りして展示しているところでございます。さらに、体験学習としまして、センター長とめぐる平泉を2回、ビニール傘に浄土や平和を描くワークショップを2回、そして特別史跡、観自在王院跡の発掘体験講座を座学で2回、発掘体験6回、計8回開催しまして、140名の方に参加いただいたところでございます。

また、今年度の体制ということになりますが、職員は9名配置されております。正規職員が4名、非正規職員が5名という体制となっております。

○**斉藤信委員** 委託費がかなり厳しいもので、ただ、今聞いたら人員体制は減ってはいない。そして、文化振興事業団の下でやっていた方々も少なくとも、新しい指定管理者に採用されてやられているという継続性もあるようです。ただ、心配するのは、待遇改善どころか、マイナスになっているのではないかと危惧しますが、どうですか。

○**和田文化振興課総括課長** 非正規雇用職員も増加しているということもございまして、非正規での雇用を御希望になった方も中にはいらっしゃるというところもあります。ただ、県としましては雇用とか労働条件、その一端について把握して、労働環境についてはよりよいものにしていただけるように指定管理者と情報共有を図ってまいりたいと思っております。1人当たりの賃金につきましては、基本的には本県の最低賃金以

上の賃金はしっかり支払われているというところの確認はできております。

○**斉藤信委員** 最低賃金は時給 952 円、今回 1,031 円になったけれども、例えば 1,031 円で月 20 日間働くとして 15 万円なのです。これ手取りではなくて。その程度なのです。だから、最低賃金が基準になったら、とてもではないけれども働けないレベルなので、きょうはこれ以上言いませんが、よく把握して、次の指定管理者選定のときにやはりよく検証してやらないとだめだということは指摘しておきます。

次に入ります。部活動の地域移行について、佐々木朋和委員が取り上げましたけれども、私も取り上げたいと思います。最初に、先ほど田内スポーツ振興課総括課長からの答弁もあったけれども、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめが 5 月にありました。私、中間取りまとめは見ていたのだけれども、中間取りまとめではかなり平日の活動の移行というのもしり出されていましたが、最終取りまとめでは無理にやるような状況ではなくなったという感じになりました。最終取りまとめのポイントをまず示してください。

○**田内スポーツ振興課総括課長** 国の実行会議につきましては、昨年 8 月に第 1 回の会議が開催されてから、スポーツクラブ活動と文化芸術活動のそれぞれのワーキンググループにおきまして議論が交わされてきたほか、関係団体の書面ヒアリングなどを経まして、本年 5 月に最終取りまとめが公表されたところでございます。この最終取りまとめでは、改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すために、これまで使われてきた地域移行という言葉、名称を地域展開に改めるとともに——先ほど佐々木朋和委員の質疑の際に令和 11 年度までと申し上げましたが、令和 13 年度までの間違いでございます。済みません。訂正いたします。令和 8 年度から令和 13 年度までを改革実行期間というように定めまして、休日の部活動については、この期間内に原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すことなどが示されたところでございます。

国におきましては、この最終取りまとめを受け、冬頃に総合的なガイドラインの改定を行うとしておりまして、これを受けて県におきましても岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針の改定を検討しているところでございます。

○**斉藤信委員** この最終報告では、休日については次期改革期間内に原則全ての学校部活動において地域展開の事業を目指す。平日については、各種課題を解決しつつ、さらなる改革を推進するとなっております。休日については、原則全ての学校部活動について地域活動の実現を目指すということですから、これ自体は大変重要なことだと思います。

そこで、私は基本的な問題をお聞きしたいのだけれども、学校部活動というのは学習指導要領では教育活動の一環となっているのです。そして、部活動の改善の手引では休日 1 日は休むと、平日も 1 日休むと、いわば週 2 日は休むとあります。だから、この整合性はどうなるのか。私は、基本的には部活動の手引というのは守らなくてはならないものだと思います。そうすると、土日 2 日あるのだけれども、基本的には土日の 1 日は休むという形の地域展開というように、種目ごとになるのかと、その点はいかがですか。

○田内スポーツ振興課総括課長 齊藤信委員から御指摘がありました土日のいずれかは休むのかということでございますけれども、現在地域クラブ活動に移行しているところにつきましては、済みません、今段階では県としては把握していないというのが正直なところでございます。

ただ、基本的には学校部活動を地域に展開するというのが基本理念でございますので、学校でこれまでやってきた、蓄積されてきたものが地域クラブ活動になったから全てゼロになるかという、そうではないというように認識しておりますが、いずれ今後の方向性等につきましても、国にもしっかりと確認を取りながらやっていきたいと思っております。先ほど御答弁申し上げたアドバイザーが市町村を回って歩いていますけれども、そういったアドバイザーを通じて、市町村のほうでどういう状況になっているかというのもあわせて確認しながら進めていきたいというように思います。

○齊藤信委員 部活動の地域展開については、負担の問題も含めて、国の方針自体が生煮えのまま進んでいるのだと思うのです。教育活動の一環ということになったら、義務教育は無償ですから、負担を求めること自体も十分起きてくるのです。だから、そういうことをやはり吟味してやる必要があるのではないかとというのが私の問題提起です。

それで、先ほどの答弁にもあったのだけれども、アドバイザーが33市町村回ったとのことですが、どういう報告を受けていますか。この部活動の地域移行、地域展開について、33市町村の現状、課題についてどういう報告を受けていますか。

○田内スポーツ振興課総括課長 アドバイザーにつきましては、今各市町村を回って歩いておまして、まず各市町村に取り組み状況はどうなっていますかということを探ねたところ、33市町村中22市町村が何らかの取り組みに着手しているというような回答がありました。ただ、これは国のせいにするわけではないのですけれども、地域移行とはどういう状況かというような定義が実ははっきりしないところがありまして、各市町村によって受け止め方がいろいろ違うということはあるのですけれども、いずれ22市町村で何らかの取り組みをしていますというような回答がありました。

それから課題をいろいろ聞いて歩いているのですけれども、これまでこういった場面でもさまざま御指摘ありましたとおり、やはり指導者の確保でありますとか、それから活動場所の確保、それから練習場所、試合会場への移手段の確保、それから学校との連絡調整、こういったものが課題というように挙げられているところでございます。

○齊藤信委員 現段階は、国の実証事業といえますか、そういう補助事業があつて取り組んでいるのだと思います。既に実証事業が終わったところが今本格的な実施段階に入っていると思いますが、その状況を示してください。

○田内スポーツ振興課総括課長 国の実証事業を終えた市町村——先ほど佐々木朋和委員のところでお答弁申し上げましたとおり、岩手町、葛巻町、九戸村、大船渡市の四つの市町村が既に実証事業を終えて、自走した取り組みに移行しております。その中で、大船渡市を除く岩手町、葛巻町、九戸村、この三つの町と村につきましては、それぞれ町、村で

単独で事業化をしております、その中で参加料でありますとか指導者謝金でありますとか、そういったものの独自の支援を行って、保護者の負担軽減を図る取り組みを展開しているというような状況でございます。

○**斉藤信委員** 今4市町村で実証事業が終わって、本格展開に入っているということでした。それで、大船渡市以外は保護者の負担がないということですね。大船渡市は、令和7年度もモデル事業をやっているのですか。

〔「文化部だけです」と呼ぶ者あり〕

○**斉藤信委員** これは文化部か。わかりました。

今やっているところは、保護者の負担というか、本人の負担はなしでやっている。そうすると、市町村の事業ですから、これは交付税措置というのがあるものなのか、何らかの補助事業というのがあるものなのか示してください。

○**田内スポーツ振興課総括課長** ただいま御紹介した各市町村の事業につきましては、単独事業としてやっているものでございまして、恐らく全額各町村の負担ということで、交付税措置もないというような状況かと思えます。

○**斉藤信委員** 国が音頭を取ってあげて全国展開するとき、何の財政措置もないというのはあり得ないのだと思うのです。それで、受益者負担のガイドラインを出すなんて、ちょっとおかしいのではないのでしょうか。そういうことになると、教育活動の一環というのと矛盾もしてくるのではないかと思います。だから、先ほど佐々木朋和委員は地域の実態をしっかりと把握して、国に言うべきことを言うべきだと。あわせて、やはりこの必要な財源、事業を進める上で、あとは自前でやってくださいというようにはならないのだと思うのです。だから、そういう点も含めてやっていただきたい。

少し先走ってしまいましたが、文化部活動の地域移行、地域展開はどうなっていますか。

○**和田文化振興課総括課長** 文化部活動における取り組み状況についてでございます。文化部活動におきましても、文化庁の実証事業を活用しながら、スポーツ部活動における取り組みと連携して地域移行に取り組んでいるところでございます。これまでの実証事業の取り組みは、2市町で行われておりまして、大船渡市では吹奏楽部活動の地域移行、一戸町は民俗芸能の地域クラブ化に向けた事業を実施しているところでございます。

今年度は、文化部活動におきましては、市町村職員や文化芸術関係団体を対象としまして、他県の先進事例や県内の若手団体による取り組み事例を学ぶ研修会を開催したところでございます。

また、文化部活動の受皿となる団体の状況を把握するために、各地域の文化芸術団体等を対象としたアンケート調査を現在実施しているところでございます。今後回答の取りまとめを行って、調査結果について市町村とも共有を図って、文化部活動における学校部活動の地域活動に向けて取り組みを進めていきたいというように考えております。

○**斉藤信委員** 文化部活動は、一戸町と大船渡市で実証事業に取り組んでいると、大船渡市の場合には吹奏楽、一戸町の場合には根反鹿踊りというのでしょうか、保存会、民俗芸

能継承と。文化部活動の場合は、スポーツ部活動以上にこれを進める指導者の確保だとか、いろいろな問題があるのかなという感じがいたします。だから、やはり文化部活動を——先ほどの推進の方針だと、この改革期間の中で全部をやるというのでしょうか、文化部活動含めて。文化部活動を地域移行、地域展開する上で、現段階でどんな課題が明らかになっているのか、県としてはどういうようにこれに取り組もうとしているのか示してください。

○和田文化振興課総括課長 文化部活動の地域移行に係る課題ということになりますけれども、文化部活動として組織率、設置率が高い吹奏楽部というのは、活動場所の確保ですとか楽器等、道具の確保に係る課題があるというようなお話は聞いているところでございます。

それから、吹奏楽以外の文化部活動につきましては、活動の規模や内容が多様だということもあって、地域における展開をどのように図っていくか、市町村におきましてもなかなか着手できないというような状況であるというお話は聞いております。

ですので、県としましては、今年度実施しているアンケート調査で把握した地域の受皿段階の状況であるとか、あるいは県内外の実証事業に係る取り組み事例を市町村と共有していくことで、地域移行の推進に取り組んでいきたいというように考えております。

○斉藤信委員 今の学校の部活動の実態をしっかりと把握して、本当に必要性というのはもちろんあるし、同時にこれを進める上でいけば、地域の事情にもいろいろな違いがありますから、どう進めるかというのは本当に簡単な話ではないと思います。

昨年、北上市の幾つかの中学校が集まって、全国の合唱コンクールで優勝といたしますか、素晴らしい——生徒自身を中心になって何校かで集まって、全国でたしか金賞を受賞しましたよね。この取り組みを通じて、いろいろなパターンがあるのではないのかと感じました。だから、そういうことも含めて前向きに取り組んでいただきたい。

あともう一つ、何回も強調しますがけれども、学校の教育活動の一環、やはり平日は基本的には学校での活動が主になるのだと思います。だから、そこも大事にしながら、そして部活動改善の手引きというのもしっかり生かしながらやっていく必要があるのではないかと思います。最後に、文化スポーツ部長に聞きましょう。

○菊池文化スポーツ部長 中学校の部活動の地域展開についてでありますけれども、これまでの取り組み状況については、それぞれの課長からお話あったとおりでございますけれども、いづれ斉藤信委員からも御指摘ありました市町村の実態というところをアドバイザー、アンケート等を通じまして、これからしっかりと把握しながら、また実際今取り組んでいるところの市町村では、指導者の確保のために近隣の市町村との連携といった取り組みも進められておりましたので、そういった先進事例ですとか、市町村と共有しながら、地域の部活動の地域展開も推進するよう、教育委員会とも連携しながら取り組みを進めてまいりたいと思います。

○田内スポーツ振興課総括課長 申し訳ございません。先ほど部活動の休養日のお尋ねがございました。県が示している地域クラブ活動の在り方に関する方針の中で、休養日の設

定について示しておりまして、先ほど斉藤信委員がお話しになったとおり、週当たり2日以上、平日1日、週末1日の休養日を設けるということ、それから1日の活動は、平日は長くて2時間、学校の休業日は3時間程度とするというのを方針として示しているところでございます。申し訳ございませんでした。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

文化スポーツ部の皆様、退席されて結構です。お疲れさまでした。

審査に入る前に、この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤教育長 教育委員会審査の冒頭、大変恐縮ではございますが、10月4日に発生しました教員による飲酒運転事案について御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

本事案の内容であります。盛岡市内公立学校の教諭が10月3日金曜日午後9時頃から翌4日土曜日午前3時頃まで盛岡市内の飲食店で飲酒した後、駐車場に止めてあった自家用車を運転して自宅に向かう途中、自宅近くの民家に衝突、民家の住人が警察に通報し、実況検分の際に呼気検査を受け、酒気帯び運転で検挙されたものであります。教職員による飲酒運転事案につきましては、各所属長等に対し、所属職員に教育に携わる公務員としての倫理観や使命感の涵養を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場環境づくりに全力で取り組むよう通知するとともに、各種会議や研修、講座等、さまざまな機会を通じて取り組みの徹底を指示してきたところであります。本県の教育界全体を挙げ、飲酒運転をはじめとする不祥事の防止に取り組んでいる中、このような悪質かつ重大な事案が再び発生いたしましたことは、県民の教育に対する信頼を大きく損ねるもので、極めて遺憾であります。

飲酒運転事案に対しては、事の重大性に鑑み、懲戒免職の処分を基本に厳罰で臨むこととしているところでありますので、本事案につきましても事実関係を精査した上で、できるだけ速やかに検討し、厳正に対応してまいりたいと考えております。

今後改めて各学校現場等での教職員一人一人への遵法意識の浸透に向けた取り組みの一層の徹底を図り、不祥事の再発防止に全力で取り組んでまいりたい所存であります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの件につきましては、最後のこの際のところで発言をお願いしたいと思います。議事の進行に御協力をお願いいたします。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中4並びに議案第23号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○武蔵教育企画室長 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の9ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、第10款教育費、次のページに参りまして、第1項教育総務費のうち1,200万円余を増額しようとするものであります。なお、ふるさと振興部において補正額の減額があるため、教育総務費全体の補正額は2,400万円余の減額となるものです。

その主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、事業ごとの補正額については省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の52ページをごらん願います。第10款教育費、第1項教育総務費のうち第1目教育委員会費の委員会運営費は、令和2年9月に発生した県立盛岡農業高等学校の部活動中の事故による損害賠償請求事件に係る和解に伴う損害賠償に要する経費について所要額を補正しようとするものであり、第3目教職員人事費の教職員人事管理費は、平成30年に発生した県立不来方高等学校バレーボール部での重大事案に係る顧問教諭が前任校である県立盛岡第一高等学校で行った不適切指導に係る第三者による調査、検証に要する経費について所要額を補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。議案（その1）にお戻りいただきまして、11ページをごらん願います。第2表債務負担行為補正追加の表中、教育委員会関係は事項欄4、特別支援学校管理運営であります。これは、令和8年4月開校予定の二戸北星支援学校に整備するスクールバスの購入に関し、期間を令和7年度から令和9年度まで、限度額を3,200万円として債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村保健体育課総括課長 議案第23号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の18ページをごらん願います。あわせて、資料をごらんください。議案の事件は、〇〇〇〇様を相手とするものであります。損害賠償の額は928万3,108円とし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

損害賠償する理由については、令和2年9月16日、岩手県立盛岡農業高等学校において、〇〇〇〇様が、部活動中に陸上競技部の生徒が投げたハンマーに当たり負傷したものであり、部活動顧問教諭が生徒の安全確保や事故発生防止のための注意義務がある中で、事故発生時に生徒のみでハンマー投げの練習を行うことを認容するとともに、生徒に対する事故発生防止に関する指導が十分ではなく、事故の可能性が十分に予見できたにもかかわらず、必要な安全への配慮を怠ったことであると認められること、また投てき場所にある防護ネットが近接するテニスコート方向への投てきを防ぐには不十分であり、ハンマー投げ練習場として通常有すべき安全性を欠いていたと認められることから、賠償するものであります。

次のページ、参考資料により事故の概要等について説明いたします。1の事故の概要についてですが、ソフトテニス部2年であった〇〇〇〇さん——以下生徒Aといいます——と同じくソフトテニス部2年の生徒Bがテニスコートで活動していたところ、陸上競技部2年の生徒Cが投げたハンマーが生徒Aと生徒Bに当たり、それぞれ緊急搬送されたものです。

なお、事故発生当時、職員会議のため、顧問は練習に付き添っていませんでした。

2の被害生徒の状況についてですが、記載のとおりであり、生徒A、生徒Bとも3年間で高校を卒業し、現在は就職しており、生徒Aは令和6年1月にリハビリ治療を終了し、日常生活に大きな支障がないと伺っております。

次のページをごらんください。3の損害賠償に係る主な経緯についてですが、令和3年2月24日に災害共済給付の医療費の給付決定がされました。これは、保険診療の医療費総額の約4割の額が給付されるものであり、以後治療した月ごと等に手続を行い、給付決定されています。令和5年5月19日には、生徒Aの代理人弁護士から県に国家賠償請求の委任があったことの通知があり、令和6年3月27日には生徒Aの代理人弁護士から県に損害賠償の額の提示があり、内容、手続等の確認調整を行ってきたところでございます。令和7年7月29日に災害共済給付の障害見舞金の給付決定がされたことを受け、損壊賠償の額が確定したことから、令和7年8月22日に和解及び損害賠償の額について相手方と合意したものでございます。

4の損害賠償の額についてですが、被害総額は1,780万円余、既に払っている既払額が850万円余であり、損害賠償額は928万円余となるものでございます。

5の損害賠償保険についてですが、県教育委員会は記載の保険に毎年加入しており、本件については保険の対象となるものです。

なお、1事故につき200万円の免責があり、本件に対し保険から県に約728万4,000円が支払われます。

6の県教育委員会等の対応についてでございますが、(1)の再発防止のための取り組みについては、事故を受け、記載している通知や県立学校長会議、指導者研修会等で注意喚起を行うとともに、令和3年4月に運動部活動における安全対策についてを策定し、各学校において運動部活動安全対策マニュアルを整備し、各学校に設置の運動部活動の種目や活動環境に応じたものとなるよう定期的に確認し、適切に運用するよう呼びかけており、今後も継続していくものでございます。

(2)の警察等の捜査については、事故発生後、所轄警察署による捜査が開始され、令和3年10月15日に当時の陸上競技部顧問2名が業務上過失傷害容疑で盛岡地方検察庁に書類送検となり、盛岡地方検察庁による捜査が行われましたが、同年12月28日に不起訴処分とされております。

(3)の関係職員の措置については、県教育委員会において、令和4年2月14日に陸上競技部顧問2名を文書訓告、管理監督者である副校長2名を口頭厳重注意の措置としてお

ります。なお、校長については、退職のため措置なしであります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 教職員人事費 304 万 4,000 円は、盛岡一高事件の第三者委員会設置の費用です。ただ、予算に関する説明書を見ると、教職員人事管理費としか書いていなくて、全然わかりません。こういうのはやはりわかるように書くべきではないでしょうか。この説明書は事情をわかっていないとわからないよ。まず、これが第1点。

それで、盛岡一高事件について、第三者での検証を求める請願が採択されて、そしてそれを受けて第三者委員会を設置するということになったのですけれども、請願者から教育長宛てに要望もあったと思います。どういう形でこの第三者の検証委員会を設置するのか、どういう要望があって、県教育委員会としてはどう検討しているかを示してください。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 二つ目の御質問でございます。請願者の要望についてでございますが、第三者の調査検証委員会の設置においては、請願者の意見といいますか、そういった調整をしていただきたいという要望をいただいております。それにつきましては請願者の意向について確認させていただく予定をしているところでございます。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 記載の部分については、大変申し訳ございません。

現時点では、県議会6月定例会での請願の採択を受けて、この件に関する調査検証委員会を設置して、この後検討していくということだけが決まっている状況でございます。予算の内容といたしましては、今後の進め方について決まっているところが詳細にはないということでもあります。

参考といたしまして、不来方高等学校で重大事案が発生した後に調査委員会を立ち上げているわけでございますけれども、その際の予算等の実績を参考に積算を行ったところでもあります。そういった委員会を立ち上げるということで、委員の方々に支払う報償費や旅費、そして委員会を開催するとした場合の会場の使用料や会議録作成に係るテープ起こし代等をまずは積算しているところでございます。

○斉藤信委員 最初の質問にはまだ答えていません。提出予定議案等説明会では、きちんと説明があったと思うのです。やはり予算の説明書にもわかるように書くべきだと思います。

それで、請願者から意見を聞くようにと要請があって、今その日程調整をしているということですか。いつ頃聞く予定ですか。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 このたびの補正予算案に計上させていただいております。予算成立後に調査検証委員会の設置に係る具体的な検討を進めるに当たり、請願者から御意見等を確認させていただく予定としております。

○斉藤信委員 では、それとこの304万円の根拠を具体的に聞きたいのだけれども、どれだけの人数、メンバーで、何回の委員会開催を想定しての予算ですか。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 先ほど申し上げましたとおり、実際の委員がどう

なるか、開催がどうなるかというところは未定でございますけれども、不來方高等学校での事案等を踏まえて、現時点のこの 304 万 2,000 円につきましては、委員は 6 名、そして調査委員会は一応現時点で 6 回開催する、年度内についてはそのように積算しているところでございます。

○**齊藤信委員** わかりました。年度内ですから、6 回ということで予算は計上されていると。

これは私の意見ですけれども、この経過をたどれば、再発防止「岩手モデル」策定委員会には外部委員が 6 名いました。そして、委員会で議論されたのは 12 回、13 回ですか。かなり真剣な議論が繰り返されて、再発防止「岩手モデル」——T S U B A S A モデルというものがまとめられた。私は、まだ不十分さはあると指摘はしてきたのだけれども、ただその過程の中でも、前任校での検証がやはり不十分だと、これは被害家族からも意見が出ましたし、外部委員からも意見が出たと。外部委員会の意見というのは、T S U B A S A モデルは切り離してまとめて、その後でもこの盛岡一高事件の検証はしっかりやるべきだということでありましたが、県の教育委員会、教育長は第三者委員会の検討は必要ないと、こういうことで 6 人の外部委員のうち 5 人が連名で第三者委員会の検証請求を求めたのです。私は、これは本当に異常な事態というか、6 人の外部委員のうち 5 人ですから。7 人の——ごめんなさい。弁護士 2 人が 5 人に入らなかった。7 人のうち 5 人でした。

そして、県議会にこの外部委員の 2 名の方が連名で意見書を出されたという経過があります。私は、この 5 人、そしてこの 2 人の方、特に 2 人の方の中で南部さおりさんという方は大学の先生ですけれども、別な同じような事件の再調査の担当もされて、新たな事実を明らかにしたという経験、経歴のある方です。私は、そういう意味でいけば、この間 12 回、13 回の議論にも加わり、その調査の不十分さもよくわかっている、こういう方々はしっかり外部委員 6 人の中に入れるべきではないかというように思いますが、いかがですか。

○**菊地教職員課総括課長兼服務管理監** 委員の選任につきましては、今後請願者の方の御意見も聞きながら決定していくこととなります。いずれ採択された請願の趣旨は、第三者の立場から前任校等における当該教諭の不適切な指導事案等に関する学校の対応や県警の対応等について、しっかり調査、検証するということだと思いますので、それが果たされるように請願者の方の意見を聞きながら今後検討してまいります。

○**齊藤信委員** わかりました。いずれ予算が決定されてから、請願者の方の意見を聞いて対応するというものですから、ぜひそういう方向でしっかり対応していただきたい。

○**佐藤ケイ子委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○西川高校改革課長 それでは、岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について、条例案の概要に基づき御説明いたします。

1の改正の趣旨ですが、この条例は岩手県立高等学校の学科を廃止しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容ですが、岩手県立大槌高等学校においては、令和6年度の学科改編により、新たに地域探究科を設置したことに伴い、普通科の募集を停止しており、令和7年度末をもって生徒が卒業することから、普通科を廃止するものであります。

次に、3の施行期日ですが、令和8年4月1日に廃止しようとするものであります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○斉藤信委員 地域探究科の設置のときにも議論したのですが、地域探究科というのはあくまでも普通科の中の学科なのだと思うのです。だから、私はこの普通科を廃止するという理由はないのではないのかと。専門学科と普通科とあって、総合学科、今まではこの三つです。普通科の中で地域探究科というのがあるのだと思うけれども、何で普通科を廃止するということになるのか、普通科とこの地域探究科というのはどういう違いがあるのかを示してください。

○西川高校改革課長 令和3年1月に中央教育審議会の答申で、令和の日本型学校教育の構築を目指して、法を踏まえて、文部科学省が通知した高等学校教育改革の推進に向けた省令改正の概要において、普通科教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とすることが示されております。そういった中、岩手県ではいわての高校魅力化ブランドデザイン for 2031 を令和3年度に策定いたしまして、地域連携、学術国際連携、産学連携の三つの方向性で、特色ある教育課程を通じて多様な生徒の学習の意欲を喚起し、生徒の可能性及び能力を最大限に伸ばすことの高校教育の実現を目指しております。

そういった中、大学科を普通科から地域探究科に替えておりますので……済みません、今のは訂正いたします。大学科は普通科のままですけれども、そういった中で新しい普通科の設置を予定しているということで、大槌高等学校に設置した内容となっております。

そうした中、大槌高等学校では具体的な取り組みとして、地域社会を舞台に学ぶ実践的な問いから始まる探究の実現であったり、放課後等の学校外に広がる探究的な学びの実現、それから生徒自らが選択、調整できる学びの実現だったり、個別最適ナリメディア教育

の実践を進めることとしております。あくまで小学科の普通科を廃止するという事で御説明させていただきます。

○**斉藤信委員** 大学科の普通科の中に小学科、それは普通科と地域探究科があるということなのですか。だから、論理的には普通科廃止というのは必要ないのではないか、普通科の中で地域探究科があればいいだけであって、そういうように思うのですけれども、いわゆる小学科の普通科と地域探究科、これは単位で見れば何がどう違うのですか。

○**西川高校改革課長** 教育課程のトータルな単位については、全部で90単位ということで、普通科であっても地域探究科であっても全体的な教育課程の学科数は変更ないのですけれども、例えば大槌高等学校ですと、学校設定科目というものがございまして、その中でおつちラボとか、そういった形で地域未来を学ぶ取り組みもしておりますし、大槌キャリアプログラムということで、生徒が学校での授業と事業所等における就業体験をしながら学習を進める。要は、インターンシップが教育課程に認定されるといった、こういったところの教育課程の取り組みが普通科とは大きな違いというような内容となっております。

○**斉藤信委員** よくわからないけれども、いいです。

○**佐藤ケイ子委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第67号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**佐々木義務教育課長** 請願について、お手元の資料に沿って御説明いたします。

カリキュラム・オーバーロードとは、請願事項にもございますとおり、教育課程の時数、内容の過多により、子供や教職員に過度な負担がかかっている状態のことを指します。

資料1ページの標準授業時数についてですが、1、学校教育法施行規則第51条におきまして、小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とするとされており、同様の規定が中学校、高等学校にも準用されてお

ります。その別表に定める総授業時数、いわゆる標準授業時数につきましては、小学校の各教科等を合計しますと、1年生が年間850時間、2年生910時間、3年生980時間、4年生から6年生が1,015時間となっております。また、中学校は1年生から3年生まで年間でそれぞれ1,015時間となっております。

なお、小学校の授業時数の1単位時間は45分、中学校は50分と示されております。

仮に標準授業時数の1,015時間を35週に振り分けると、1週当たりの時数は29時間となり、よって1日の授業は5時間から6時間となります。実際は、児童生徒は200日程度、35週以上登校しておりますので、午前授業の日も複数設定されるなど、ほとんどの学校が1,015時間を超える形となっております。

資料2ページをお開きください。3、標準を大きく上回る時数の教育課程を編成している学校の割合です。先ほど触れました小学校5年生、中学校2年生の標準授業時数1,015単位時間に対して、多くの学校はより充実した学習指導や特色ある教育活動を柔軟に行うことを目的としたり、自然災害や感染症対策による臨時休業等に対応したりするため、計画段階で授業時数を上乘せしています。国は、その上乘せ分が過剰とするのが年間1,086単位時間以上と示しており、令和6年度にその全国調査が行われました。赤の箱囲みのおり、岩手県においては標準を大きく上回る時数を編成した学校の割合は、小学校ゼロ%、中学校2.1%と、全国平均を大きく下回っており、余剰の時間を過度に設定している学校が非常に少ないという良好な状態にあります。

資料3ページをお開きください。現在、国では、学習指導要領の改訂に向けた議論が進められております。去る9月25日に、中央教育審議会教育課程特別部会での議論をまとめた「論点整理」が公表されました。この中では、学習指導要領の内容の精選と標準授業時数の弾力化に関する改訂の案が示されております。

1、「学習指導要領の内容の精選」に係る内容として、赤の箱囲み、各教科等の中核的な概念等の獲得に重点を置くために必要な学習内容を検討したり、必要に応じた精選を行う方向で検討すべきとの記載が見られます。国も今後学習内容の精選に向けた議論を進めるものと承知しております。

また、2、「標準授業時数の削減」に係る内容については、赤の箱囲みのおり、標準授業時数の弾力化が示されております。右の赤の下線のおり、調整授業時数制度により、教師の過度な負担感を防ぎ、児童生徒の豊かな学びにつながる余白を生み出すとしています。

最後に、資料4ページをお開きください。先ほどの調整授業時数制度について御説明いたします。3、義務教育段階の柔軟な教育課程の方向性において、下にございますように、これまで各学校で標準授業時数1,015時間に上乘せして教育活動の充実を図ってきたのに対し、この1,015時間という標準授業時数内で弾力的な運用を図るという論点イメージが示されました。これは、法令や規則で各教科の時数を減ずるのではなく、校長の判断により、標準授業時数の中で一定の時数を裁量的に扱うことができるという方向性になります。

例えば教科Bの時数を減じて、この減じた時間を教科Aの時数に上乘せしたり、裁量的な時間に充てたり、教員研修に充てたりすることも可能とすべきという案が示されており、これは、高等学校においても柔軟な運用を各学校の判断で行えることを可能とすべきと同様の方向性が示されています。

今後学習指導要領の内容の精選、標準授業時数の削減等も含め、学習指導要領の改訂に向けた議論がさらに進められていくものと思われます。

説明は以上でございます。

○佐藤ケイ子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木朋和委員 では、意見を述べさせていただきたいと思います。

このカリキュラム・オーバーロードの解消が子供たちの豊かな学びの保障と教職員の負担軽減の両面から重要であるという認識は、請願提出者と同じでございます。しかしながら、その解消策として、学習指導要領の内容精選や標準授業時数の削減を行う方法論には、以下の点から慎重に対応すべきと考えております。

一つ目がゆとり教育の教訓と再発防止についてです。1990年代後半から2000年代初頭にかけてのゆとり教育では、学習内容の削減や土曜日休業制の導入が行われましたが、結果として学力低下が指摘され、国民的な批判を招きました。安易な時数、内容の削減については、この教訓を生かし、慎重に対応すべきと考えております。

二つ目が新しい教育目標の達成への影響です。現行の学習指導要領は、知識の習得に加え、思考力、判断力、表現力といった資質、能力の育成を重視しています。これには、アクティブラーニングや探究的な学習など、深い学びのための時間が必要です。懸念点として、時数を削減すると新しい教育目標の達成に必要な時間を確保できなくなり、結果として詰め込み型の授業に逆戻りするのではないかと、こういった懸念があります。

三つ目が教育格差の拡大への懸念です。授業時数や内容の量を単純に削減することは、子供たちの基礎的な知識や技能の習得がおろそかになる可能性があります。特に学習進度の遅れがちな子供や塾に通えない子供たちへの影響が大きく、教育格差を広げることにつながりかねません。

他方、教職員の負担軽減と解決策については、カリキュラム・オーバーロードの解消が教員の働き方改革と密接に関係していることは事実であります。一方で、授業時数削減が必ずしも教員の負担軽減につながるとは限りません。時数を削減しても、浮いた時間を学習の遅れを取り戻すための補習や、保護者、地域対応、教員間の会議などに充てることになれば、教員の在校時間や業務量全体が減らない可能性があります。根本的な解決策としては、定数の改善が大変重要と考えております。教職員の働き方改革とあわせて進めていくことが根本解決策であると認識しています。

では、どうすればいいかということですが、量の削減ではなく、私は柔軟化と質の転換を行うべきだと考えております。現在求められている教育改革の方向性、知識の活用能力や国際競争力の維持を考慮すれば、安易な削減は避けるべきであり、量の削減ではなく、

柔軟化や質の転換こそが重要であると考えております。学校現場の裁量拡大による柔軟化の推進についてです。先ほど資料の説明があったところですが、文部科学省が今検討、推進をしている総授業時間数を維持しつつ、各学校が教育課程を柔軟に編成できるようにする措置や制度は、この柔軟化の方向性に合致しています。具体策として、各教科の標準授業数を一定の範囲で調整をし、学校独自の裁量的な時間を創出する仕組みや特定の教科の標準授業時間数の一部を下回することを校長の判断でより容易に実施できるようにする方向での学校現場の裁量拡大などの学校が主導してカリキュラムを編成するカリキュラムマネジメントを推進することが重要であると考えます。

また、ICT活用による学習内容の質の転換も重要です。カリキュラム・オーバーロードの直接的な原因である学習内容の過多に対しては、ICT環境の整備を前提とした対策が有効であると考えております。GIGAスクール構想による1人1台端末の環境を活用し、教科書の内容や分量、提示方法を見直すことが今検討されております。

次期学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会の議論では、何を教えるかを厳選し、本当に社会で必要となる資質、能力に焦点を絞るべきという方向性が議論されています。これは、学習内容を精選しつつ、教育の質を高める転換を目指すものです。

結論としては、子供たちの豊かな学びを保障するという観点に立てば、まずは標準時間数を維持した上で、学校や地域や子供の実態に合わせて、各教科の配分時間を弾力的に運用するカリキュラムマネジメントの裁量を拡大し、多様なニーズに対応できる柔軟な体制を整える工夫を最優先に考えるべきです。その上で、教職員の負担軽減のためには定数の改善にも取り組むべきと考えております。

よって、このカリキュラム・オーバーロードの解決策を学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減のみに求める請願内容には反対でございます。

○小西和子委員 まず、教育委員会としてカリキュラム・オーバーロードをどのように捉えているのかお答えください。

○佐々木義務教育課長 カリキュラム・オーバーロードにつきましては、何時間からがオーバーロードということにはなっておりませんが、各学校で、先ほど申し上げたとおり、学習内容が過多である、あるいは授業時数が多くて、なかなか時間が生み出せないという、こういう状況にあるところだと思っております。先ほど申し上げましたとおり、1,015時間だけで1年間教育課程を組んでいる学校は極めて少ない状態にあり、柔軟化を図るためにある程度の時数は上積みして計画しているという状況にあります。

しかしながら、岩手県ではたくさん積み過ぎない、先ほどの1,086時間を超えないようにということで、各市町村教育委員会にお願いをしながら適切な教育課程が各学校で組まれており、その辺りでも全てというわけではないのですが、全体的には適切な教育課程が編成されているというように認識しております。

○小西和子委員 やはりそうでしたか。去年だったでしょうか、柳村一委員の質問だったかと思いますが、カリキュラム・オーバーロードについて岩手県の現状をお答えください

と言ったときに、ここには答弁した方はいらっしゃいませんけれども、2%だけですよと言ったのです。びっくりしたのです。

まず、この2017年の改訂によって、1998年の学習指導要領のページ数が何倍にふえたかというのは御存じですよ。幾らにふえましたか。

○佐々木義務教育課長 申し訳ございません。今手元に資料はありませんが、1.5倍になったというデータだと覚えています。

○小西和子委員 そのとおり、1.5倍になったのです。つまり6日制から5日制に変わりましたが、6日制の時数と同じ時数を5日制でやるというぐらいいろんな大変な時数なわけですよ。そして、今小学校で何年生から6時間授業をやっているかわかりますか。

○佐々木義務教育課長 各学校での計画によりますので、必ず何年生からというお話にはなりません、小学校の中学年あたりからというようには理解しております。

○小西和子委員 4年生以上は、もう全部毎日6時間授業なのです。皆さんが小学生の頃、どうだったでしょうか。そんなことない。私が指導したときには、高学年でも5時間、委員会とかクラブもあると6時間だった記憶があるのですけれども、今の子供たちは6時間授業を強いられている。1年生でも5時間授業があるということは御存じだと思うのですけれども、子供たちは、6時間目というのは疲れ果ててしまって、勉強が頭に入らないのです。子供たちは毎日そのような学習を強いられてきたわけですよ。2017年から子供たちにぐんぐん変化が見られました。どんな変化が見られたというようにつかんでいますか。

○佐々木義務教育課長 子供たちの学習の変化でよろしいでしょうか。

○小西和子委員 問題行動について。

○佐々木義務教育課長 問題行動のことにつきましては、いじめだとか不登校が急増したということがデータとして挙げられております。

○小西和子委員 そのとおりです。いじめ、不登校、自殺がもう急激にふえた。皆さんのところから遠いので、よく見えないかもしれませんが、びっくりするくらい増えたのです。岩手県で、以前であれば不登校なんてそんなに多くなかったのです。ところが、この2017年の学習指導要領改訂後に、びっくりするくらいぐんぐんふえてしまったというのが、もうこんな学校での生活は要りません、結構ですという子供たちの意思表示です。そういうことがあったということ、とてもいいと言う優秀な方もいらっしゃいますけれども、子供たちにとっては大変なことだったわけです。

そして、教職員にはどんな変化が見られましたか。

○佐々木義務教育課長 教職員につきましても、疲労感などが募り、休職者等がふえた、病休がふえたというデータがあると承知しております。

○小西和子委員 まず、教職員不足です。現在の教職員不足についても資料を頂戴したのですけれども、ことしの5月1日とさほど変わっていない。

それから、成り手不足というの、採用試験の結果等も見せていただきましたけれども、この先やっていけるのだろうかというくらい大変深刻な状況になっているというように考

えました。

そこで伺いますけれども、この資料は何のために出したのですか。特に2ページ目、この資料を見て、子供たちや教職員がうんと疲弊しているとか、学校現場が大変な状況になっているとかということ、これでわかるのでしょうか。

○佐々木義務教育課長 こちらの資料につきましては、この教育課程に関する計画の全国調査等で、今県教育委員会で唯一把握できている内容でしたので、こちらのデータを掲載させていただき、県内の取り組み状況を示したところでございました。

○小西和子委員 このような状況が続けば、本当に子供たちの不登校がさらにふえていきますし、それからいじめの結果も先ほどの結果と同じように、びっくりするくらいふえているという状況もありますし、それから対教師暴力などもふえています。指を2本骨折させられたというような報告があって、でも人が足りないので、職場に行って仕事をしているというようなこともあります。何一ついいことがないのです。

そして、国会でのことです。ことし5月9日に石破首相が、次期学習指導要領に向けた検討におきましては、学習指導要領の記載のスリム化、各教科の標準授業時数の柔軟な運用など、働き方改革にも資するような教育課程の改善の方策が議論されている、というように答弁しています。

あとは、4月16日に文部科学省の望月初等中等教育局長が、学習指導要領の実施に伴う負担の御指摘については真摯に向き合いながら、次期学習指導要領の検討においても、過度な負担や負担感が生じない在り方を、先ほど大臣からも——大臣とは文部科学大臣ですね——御答弁申し上げましたけれども、教科書の内容、分量の精選も含めまして検討してまいりたい、というように答弁しております。

今ここで子供たちが喜んで学校に通えるような、そんな環境をつくらなければ、岩手県の教育は成り立ちません。子供たちの声を聞いてください。子供たちの様子を逐一見てください。そういったところから本当に学びたいとか教職員も子供たちにこのことを本当に教えたいと思うような学校に変えていかなければならない。そのためには、カリキュラム・オーバーロードの大変な状況を改善しなければならないというように私は思いますが、教育長、どのように考えますか。

○佐藤教育長 小西和子委員からさまざま教育現場の課題、御指摘をいただきました教員の働き方改革、児童生徒の不登校対策、それから教職員不足ということについては、まさに課題でありまして、それぞれこの解決に向けて鋭意取り組んでいるところでございます。

よい学校の環境をつくっていくということについては、先ほど国の方向性、文部科学省の方向性についても御紹介いただいたわけですが、まさに一緒の思いでございます。それぞれ取り組んでまいるわけですが、標準時数につきましては、先ほど担当のほうからお話がありましたとおり、これ自体は学校教育法施行規則で定められておりまして、そのことについては、常日頃、市町村教育委員会を通じて各学校に確認、指導している結果が——数字的には全国の状況の調査のとおりでございますが、さまざま中央教育審議会で議

論がされています。その方向性も注視しながら、規定される標準授業時数、新たに導入される制度等をよく見ながら、児童生徒の資質、能力を育むために適切な教育課程を編成していくように適宜指導してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 2027年が改訂ということで今議論しているわけですがけれども、その議論を待つまでもなく、各学校で子供たちが本当に喜んで通えるような学校づくりに向けて進めていかなければならないと感じたところです。

○斉藤信委員 私は、やはり今の教育の実態、現実からこの問題を考えていく必要があるのだと思います。説明があったように、今小学校1年生で年間850時間、4年生になると1,015時間。4年生になると、毎日6時間授業なのです。今は、もう2年生から6時間授業が始まっている。本当に異常なことです。この1,015時間という標準時数が今本当に一番子供を苦しめているのだと思うのです。放課後児童クラブの指導員に聞くと、子供たちはみんな疲れてここに来ますと言います。これが実態なのです。もう疲れて来るのです。だから、放課後児童クラブで宿題なんてやったら、その上乗せですから、そうならない。

もう一つは、やはり一番何に表れているかということ、不登校です。2012年からこの間3倍にふえているのです。不登校が急増です。ここに今の教育のゆがみというのが出ているし、子供たちが苦しんでいる。例えば先ほどの説明資料にもあったけれども、この間どのようなことがあるかということ、道徳の時間がふえる、外国語活動や情報など、教えることがふえっ放しなのです。だから、標準時数をふやさざるを得ない。文部科学省は少しずるくて、1,015時間を超えたではなくて、1,086時間を超えたところを基準にして見ているのだけれども、1,015時間を超えている学校というのは多数なのでしょう。いわば1,015時間でも大変なのに、1,015時間を超えてやらざるを得ない異常な事態になっている。本当に子供たちが、4年生でいけば毎日6時間授業で疲れ切っている現実を先生方はどう見ているのか。不登校がこの十数年間で3倍にも急増している。これは11年間増加していて、このテンポは全然下がっていない。本当に学校で子供たちが苦しめられている実態というのをどのように見ているのでしょうか。

○佐々木義務教育課長 現在国で示されているもの、教育課程に関する時数の弾力化、あとは学習内容の精選というのは、現場の先生方のそういう声を集めながらつくられてきた方針ではないかというように思っています。やはり子供たち一人一人に向き合う時間を生み出すということ、またそれぞれ多様性を包摂するというインクルーシブの方向が出されています。そのためにも、先ほどの教員の人員確保とともに時間の確保という、この時間に焦点を当てた教育課程の編成を今求めるようになってきていると理解しております。

○斉藤信委員 ちょっと答弁がずれました。教員にも負担がかかっているというのは、もう一つの問題なのです。私が言ったのは、今このカリキュラム・オーバーロードの1,015時間というものの自体が本当に子供たちを苦しめている、そして不登校が急増している要因になっているのではないのかと、子供の実態をどう受け止めているかと聞いているのです。教員も苦しめられていることは、この次にまた話したいと思うのだけれども、子供の実態

を——現場にもいたのでしょうから、子供が本当に苦しんでいるという実態を私は聞きません。いかがですか。

○佐々木義務教育課長 子供たちも、このほかに、例えば中学生であると部活動や放課後の活動があったり、委員会活動もありますので、1日が大変忙しいというようになっていると理解しています。

先生方からしても、子供たちと関わる時間を生み出すという点において、授業の時間、あとはその合間の時間、放課後の時間ということもありますので、その辺も含めて子供たちも忙しくなっているというのは確かだと思います。

○斉藤信委員 先ほど佐々木朋和委員は、ゆとり教育の失敗と言いましたが、そうではないのです。ゆとり教育を転換した途端に不登校や問題行動が急増しているのですから、ゆとりがなくなって子供たちが苦しめられてきたというのが実態だと思います。だから、子供の現実、実態から改善を図っていく必要がある。だから、文部科学省もそういう問題意識で、今回の指導要領は検討せざるを得ないという側面はあるのだと思います。

ただ、これは当然なのだけれども、学ぶことが多過ぎる。そのままふやすなどというのは、一番の愚策なのです。学ぶことを精選する。そして、本当に必要なことをゆとりを持って学べるという状況をつくるのが本来、文部科学省の責任なのです。それを全然やっていない。学ぶべき内容、学習の内容の精選ということをやらないで、どんどん新しい中身だけをふやしていく、こんなやり方が今子供たちを苦しめているのではないかというように思います。

それで、先ほども聞いたのだけれども、リアリズムで1,015時間を超えている学校というのはどのぐらいありますか。

○佐々木義務教育課長 今手元にパーセントのような資料はありませんが、1,015時間をほとんどの学校が超えている状態にあります。

○斉藤信委員 わかりました。ほとんどが超えてしまっている。これは、教える中身がふえていけば、本当にそうならざるを得ないのだと思うのです。だから、新たな学習指導要領というのはそこを抜本的に改善されなくてはならない。大体1,015時間自体が、4年生だったら毎日6時間授業ですから。あとは、低学年についても、1年生で850時間なんていうのは多いのです。だから、今不登校は低学年で急増しているのです。だから、低学年も中学年、高学年も、このカリキュラム・オーバーロードで苦しめられている、この改善というのは急務だと思います。

もう一つ、先ほど佐々木義務教育課長もしゃべったけれども、結局教える中身が多ければ、学校の先生が準備する時間も多くなるわけです。1970年代、最初に給特法が出されたときに、教える時間は1日4こまだった。そして、4こま分を1日で十分準備できる時間があった。今は6こまなのです。そうすると、準備する時間がなくなるのは当たり前ではないですか。だから、先生方も残業しなくてはならない。そして、家に持ち帰らなくてはならない。先生方を苦しめているのも今のカリキュラム・オーバーロードの実態なのだ

思います。

本当にゆとり教育があって、先生方は子供と接する暇もない。給食の時間なんかは戦争です。給食を準備して、食べる時間なんか 10 分ぐらいしかない。あとは片づけですから。本当にゆとりがないのです。これも異常ですよ。食事というのは食文化ですから、楽しんでやるものなのです。今そんな状況ないのです。だから、そういう意味でいくと、やはりこのカリキュラム・オーバーロード、学習指導要領の抜本的な見直し、改善というのは、この請願のとおり必要だし、今子供たちが置かれている深刻な現状の打開というのは、急務の問題だと思います。

私は、この際で不登校問題を取り上げようと思ったけれども、今話したので、ここだけで済ませますが、本当に子供たち苦しんでいるのです。だから、この請願をぜひ採択して、子供たちを救済するといえますか、子供たちも先生もゆとりを持って、教育、学習に携われるような状況をつくっていくというのは、私たちの責任だと思いますので、そのことを述べて、私の意見を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ここで少し確認のため、休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は発言をお願いいたします。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し、意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原文を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐藤ケイ子委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等につきましては当職に御一任願います。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開いたします。

次に、受理番号第68号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○菊地教職員課総括課長兼サービス管理監 それでは、請願につきまして、お手元の資料に沿って御説明いたします。

請願事項が4項目示されておりますので、それぞれの項目ごとに説明いたします。

資料1ページをごらんください。請願項目の一つ目、少人数学級についてであります。

まず、小中学校についてであります。小学校につきましては義務標準法——公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、令和3年度から小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げられており、今年度第6学年の適用をもって、小学校全学年で35人学級が標準となっております。

また、中学校につきましては、ことし6月に公布されました給特法——公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正の中で、中学校35人学級の実現に向け、学級編制の標準を令和8年度から35人に引き下げることとされ、これに基づき令和8年度の文部科学省の概算要求では、3年間で1万7,400人、令和8年度につきましては、1学年分ということで5,800人となっておりますが、そういった定数改善を図る方針が明記されております。

なお、本県の状況についてであります。国に先んじて令和元年度から加配定数を活用するなどしながら、小中義務教育学校全ての学年で35人学級を実施しており、きめ細かな指導の充実に努めているところでございます。

次に、(2)の高等学校についてであります。現状、高校に関する標準法におきましては、学級編制の標準は40人とされております。また、教職員定数につきましても、この1学級40人を基とした学校全体としての生徒の収容定員数に応じて、教職員定数の標準が算定されております。したがって、高校で35人学級を実現するためには、こうした国における制度面の改正が必要と考えられるところでございます。

次のページにお進みいただきまして、資料2ページをごらんください。項目の二つ目、教職員の定数改善についてでございます。国におきましては、平成18年度以降、新たな教

職員定数改善計画の策定が見送られておりますが、学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現、教員の働き方改革の推進のためには、複数年先を見込んだ計画的な定数改善が不可欠でございます。

こうしたことから、県教育委員会といたしましては、県の要望状況のところに書いてありますとおり、来年度の政府予算要望の中で、新たな教職員定数改善計画を早期に策定すること、特に高校につきましては、本県のような地理的条件を抱えた地域における小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた教職員定数改善計画を早期に策定するよう要望しているところでございます。

なお、国の動向のところに記載しておりますとおり、令和8年度の文部科学省概算要求におきまして、これは義務教育に係る部分ですが、小学校教科担任制の計画的推進、多様な教育課題等への対応のための体制整備を内容とした令和10年までの新たな定数改善計画を策定する旨が明記されておりますので、こうした国の動きを注視してまいります。

続きまして、項目の三つ目、加配定数の維持についてでございます。3番のところでございますが、教職員の定数は学級数等に応じて算定される基礎定数というもの、政策目的の実現に向けて、それぞれ配分される加配定数に区分されております。本県では、先ほど項目の一つ目で説明したとおり、中学校における35人学級の実現に向けて、現在この加配定数も活用しながら取り組みを進めております。

一方で、この加配定数につきましては、特別支援教育の推進やいじめ、不登校に係る児童生徒支援など、複雑化、多様化する教育課題の解決に必要不可欠なものでありますので、県教委としては、国に対して毎年各種加配定数について十分な措置を講ずるよう要請しているところでございます。

次のページにお進みいただきまして、資料の3ページでございます。請願項目の四つ目、教育予算を国が責任を持って確保することという請願についてでございます。まず、県の要望状況等をごらんください。教育予算の確保に関しまして、県教育委員会としては国への要望を行っているところでございます。学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備のため、必要な財政支援等を拡充すること、具体的には、例えばですが、教員業務等支援員の配置に関して、対象経費の拡大や補助率の引き上げを行うこと、あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに関する十分な予算措置を行うこと、さらには学校施設等の老朽化対策であるとか、冷房設備の設置など、教育環境整備に係る支援措置を拡充することなど、さまざまな形で教育予算の確保についての要望を行っているところでございます。

学校教育をめぐるニーズや課題が複雑化、多様化し、全国的に見ても教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況となる中で、少子化など、地域の実情を踏まえ、子供たちの可能性をふやす学びを実現していくために、全ての学校段階において十分な施策を実施できるよう、国においては安定的な財源を確保し、教育予算の充実を図る必要があると県としても考えているところでございます。

以上で説明を終了いたします。

○佐藤ケイ子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 丁寧な説明でした。中学校についても少人数学級を来年度から実施するという方向なのですけれども、中学校については、今加配定数を活用することで35人学級を実施していると。そうすると35人学級で教員が配置されれば、その分の加配定数というのはその他のところに積極的に活用できるというように理解していいのですか。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 現在中学校では、80学級で110名ほどの少人数加配を活用して配置しているところであります。加配につきましては、毎年のものでありますので、仮に同じ数が来れば、ほかの学級等にその数を配置できるということになります。

○斉藤信委員 仮に同じ数が来ればという説明でしたが、加配の配置というのは別なところで説明があるように、学級数に基づいて、加配定数の基準——例えば35人学級が実施されると、その分は減らされるとかそういうことはあるのですか。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 加配定数そのものが全体的には削減傾向にありますので、きちんとした回答はできませんけれども、この35人学級に関わった研究指定を県がやって、それで国に認められて、加配を継続して要求しているということになります。その中身によって、次年度減ることがあるかもしれませんので、ここでは確定したことを申し上げることはできません。

○斉藤信委員 岩手県は、小学校も全国に先駆けて少人数学級をやったわけです。その際、35人学級分の教員配置はされたと思いますが、加配定数というのはどういう配置になったのか。あまり変わらなかったとか減らされたとか、実績はどうでしょうか。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 少しお時間をいただければと思います。

○斉藤信委員 これは毎年出されている請願で、当然の教育費の増額、定数改善を求める請願ですので、ぜひ採択していただきたい。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。意見表明がある方は発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ただいま採択の意見がありました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択との意見がありますか、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し、意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。

当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐藤ケイ子委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたい
と思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定
いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 69 号給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分
な予算措置を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○中村保健体育課総括課長 それでは、請願について、お手元の説明資料に沿って御説明
いたします。

小中学校の学校給食費無償化についてですが、資料の 1 ページをごらんください。1 の
学校給食費について、学校給食法第 11 条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備
に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とさ
れ、それ以外の経費、これは食材料費、いわゆる学校給食費は保護者の負担と規定されて
いるところでございます。

2 の国等の動向について、令和 7 年 2 月 25 日に、自由民主党、公明党、日本維新の会は、
全ての若い世代に対して多様で質の高い教育を実現するとともに、経済的事情による教育
格差を是正し、子育て世代への支援を強化する観点から論点の十分な検討を行い、まずは
小学校を念頭に、地方の実情を踏まえ、令和 8 年度に実現し、その上で中学校への拡大に
ついてはできる限り速やかに実現することについて合意したところでございます。

また、令和 8 年度以降の措置については、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨
太方針 2025 に記載し、令和 8 年度以降の予算に反映させるとしており、令和 7 年 6 月 13
日に閣議決定され、骨太方針 2025 において、給食無償化についてはこれまで積み重ねてき
た議論に基づき具体化を行い、令和 8 年度予算編成過程において成案を得て、実現すると
されたところでございます。

なお、先般公表された国の令和 8 年度予算概算要求には、学校給食費無償化は計上され
ていないところでございます。

資料 2 ページをごらんください。次に、3、学校給食費の状況について、本県の状況に

ついて御説明いたします。(1)の県内無償化等の状況についてでございますが、令和7年度の状況を県教育委員会において令和7年4月1日現在で調査したところ、全員を対象に無償化を実施は11市町村、支援要件を設けて無償化を実施は2市町村、一部補助を実施は20市町村となっております。

次に、(2)の学校給食費の状況についてでございます。県内市町村の状況は、月額平均の令和6年度は小学校4,678円、中学校5,328円となっております。また、市町村における月額平均を比較すると、小学校が3,655円から5,291円、中学校が4,236円から6,201円となっており、1.4倍強の開きがあるところでございます。

なお、全国の状況については、令和5年度の調査になりますが、その月額平均は小学校4,688円、中学校5,367円となっております。また、都道府県で比較すると、最小と最大が約1.4倍の開きがあるところでございます。

資料3ページをごらんください。次に、4の地場産物の使用状況について、本県の状況について御説明いたします。文部科学省が実施した学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査によりますと、本県は令和6年度は60.7%となっており、全国平均の56.4%を上回っている状況でございます。

5の本県における長期欠席者の状況について説明します。文部科学省が実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、本県国公立の合計になりますが、令和5年度の小学校児童は1,169人、中学校生徒は1,914人となっております。

最後に、学校給食費の無償化については、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等の水準で行われることが重要であることから、国全体として学校給食費の負担の在り方を抜本的に整理した上で、学校給食費の無償化を実現するよう、県としても要望しているところでございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔委員長、議事進行と呼ぶ者あり〕

○佐々木朋和委員 本請願については、令和7年7月4日に、学校給食費の無償化を求める意見書というものが議決され、国に送付されております。この要望項目を見ますと、例えば、質の維持等に配慮した制度設計を早急に検討し、具体策を速やかに提示することとありますとか、都道府県及び市町村への恒久的かつ安定的な財政支援措置を講ずることといったものがあるのですけれども、本請願との類似性について、事務局においてどのように取り扱ったのかお聞きしたいと思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの発言を受けまして、参考資料を配付させます。

〔資料配付〕

○佐藤ケイ子委員長 令和7年6月定例会における県議会からの国への意見書をもう一度確認いただきます。

○**斉藤信委員** 請願は請願で審査して、意見書を発議する際に、6月定例会で同趣旨のものを発議しているのであれば、類似しない部分の項目で発議するという事にすればよいのではないですか。

○**佐藤ケイ子委員長** ただいま斉藤信委員から御意見がありました。佐々木朋和委員からは、二つの意見書が同趣旨かもしれないという点を精査したいという御意見です。もう少し御議論いただきながら進めたいと思いますが、先ほど配付した資料について、事務局から説明させます。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**佐藤ケイ子委員** それでは再開いたします。

本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**斉藤信委員** 請願事項は3項目で、二つ目の項目は、地産地消の推進、食育の充実、有機食材の使用拡大と。これは、県内で、地産地消は先ほど説明がありましたが、有機食材の利用拡大、食育の充実としてはどういった取り組みがなされているか。いかがでしょうか。

○**中村保健体育課総括課長** 有機農産物についてでございます。既に活用している学校、施設としては12施設、今後活用を検討すると回答しているのが23施設、活用していないという施設が73ございます。一方、調査においては、有機農産物を学校給食に使用するに当たっては、価格が高い、仕入れが困難といった課題が挙げられておりますので、これらの課題を解決しながら取り組んでまいりたいと考えております。

〔「食育は」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員** 答弁できますか。

○**中村保健体育課総括課長** 食育の位置付けについてでございます。まず、文部科学省の学習指導要領において、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を児童生徒に身に付けさせるという観点から、生涯にわたり健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう指導していくことが重要と考えております。

○**斉藤信委員** 有機食材の活用ということですが、既に活用しているのが12施設、これから活用を検討するのが23施設ということですね。施設というのは、例えば自校方式の場合はそれが1施設ということになるのですか。給食センターの場合にはそれが1施設。こういう数ですね。

○**中村保健体育課総括課長** そのとおりでございます。

○**斉藤信委員** 12施設で既に活用していて、23施設でこれから活用を検討する。これは、更に拡充する方向が出ているのだと思います。73施設は活用していない。その理由は、有機食材は高額だということと、もう一つは、有機農業をやっている農家の数ということもあるのだと思います。全国的には、学校給食で有機食材を使うということで有機農業に取

り組む農家がふえている。そうしないと、有機農業に目途が立ちませんから。割高なものをつくるわけですから、私はある意味一体のものなのだというように思いますし、有機農業を拡大するというのが国の農業政策なのです。だからこれは本来積極的に推進されるべきものだと思います。

あと、3項目で、長期欠席児童生徒、いわゆる不登校だと思いますけれど、そういう方々にも給食無償化の恩恵が及ぶよう柔軟かつ実効性のある支援制度を整備すること。これは新しい項目なのだと思います。よく私が聞くのは、不登校の生徒というのは給食費は払うのです。しかし休めば給食は食べないわけで、その救済策というのはあってしかるべきではないか。それと、請願にあるような、そういう子供たちに対するもう一方の支援というのがあるのではないかと思うのです。そういう点で、途中で不登校に陥ったが、年間払いで給食費を払っていて……月払いかな。例えば、不登校になったら、次の月の給食費は払わなくてよいというような、そういう柔軟な手立てというものがとられないものか、現状を踏まえて教えてください。

○中村保健体育課総括課長 欠席児童生徒の給食費の取り扱いについては、各市町村、各学校ごとにさまざまであります。例えば、5日以上欠席が続く場合、年度末の給食費で調整するといった例もございます。また、欠席期間が1カ月を超える場合については、当該月の分を精算しているといった事例もあると聞いております。

○斉藤信委員 柔軟に対応しているところもあるということですが、ただ圧倒的に少数ではないのですか。どうでしょうか、今言ったことがスタンダードなのですか。私は、今言ったとおりにやられているのであれば立派なものだと思いますよ。けれどもそういった話は聞かない。だから、一部でそうなっているのか、全体としてそういった柔軟な対応がされているのか、わかりますか。

○佐々木義務教育課長 県内一律の対応ではないというのはそのとおりでございますが、例えば、1週間お休みが続いたということであれば、保護者と本人の御意向を確認しながら、できるだけ負担が掛からないように可能な範囲で給食を一旦止め、登校できるようになったときに再開するといったところがふえてきているというように認識しております。

○斉藤信委員 わかりました。私はこの請願は学校給食をさらに豊かにする、そしてさまざまな問題に対する解決策を提案する請願だと思いますので、ぜひ採択していただきたい。

○佐々木朋和委員 ただいま事務局からも資料をいただきまして見比べさせていただきましたけれども、今回提出されている請願のうち、請願項目の1、あるいは2の半分くらいは前回提出された意見書と同趣旨の内容が含まれているのかというように感じました。請願の内容自体には賛成するところではありますが、請願者の意向として、1年間という申し合わせの中で、中途半端な形で意見書発議することがいいことなのか、私としては、委員長に趣旨を確認していただいた上で、判断させていただきたい。そのために、今回は継続審査が妥当ではないかというように意見を述べさせていただきます。

○小西和子委員 項目3は、長期欠席児童生徒や学校外で学ぶ児童生徒にも給食無償化の

恩恵が及ぶように柔軟かつ実効性のある支援制度を整備するとあるのですけれども、教育委員会としては、どのようなスキームをお考えでしょうか。恩恵が及ぶようにとすることは、その分のお金を各家庭に、というようなことがあるのでしょうか。

○佐藤ケイ子委員長 執行部は答弁できますか。

○中村保健体育課総括課長 現在、国のほうでまだはっきりと制度設計が出ておりませんので、そのことについては、まだ何とも答えることは難しい状況です。

○小西和子委員 そのとおりだと思います。

○村上貢一委員 私も、佐々木朋和委員が発言した継続審査に賛成でございます。6月定例会において意見書を発議したように、全ての小学校児童生徒が安心して給食を食べられる環境を確保する。その上で、恒久的かつ安定的な財政支援措置を講ずることということがしっかりと明記されている中で、申し合わせのルールがありますので、しっかりと請願者の願意を確認しながら、今回は継続審査を求めるところであります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいま佐々木朋和委員と村上貢一委員から、請願者の願意を確認するべき、そして継続審査とするべきとの意見がございました。

休憩させていただきます。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開いたします。

本請願については、継続審査と採択との意見がございますので、まず、継続審査について採決を行います。お諮りいたします。本請願は、継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤ケイ子委員長 起立多数であります。よって本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、私と副委員長が、今回の議論を踏まえて、願意等を確認し、次回の委員会においてこれらを報告した上で、再度審査をしたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。なお、それに伴い、議長に対して委員派遣承認要求が必要となりますが、派遣委員、日時、場所等の手続につきまして、当職に御一任願いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 先ほどの斉藤信委員からの質問に回答いたします。

まず、少人数指導に関わる加配全体につきましては、ここ数年——特にここ10年ぐらい大変減少しております。そして、ここ数年では加配定数、その加配に学級数に適應して、

国に基礎定数化するというようになってきております。ただし、それを合わせても、全体的に減少してきているというのが現状であります。

○佐藤ケイ子委員長 次に、この際、執行部から岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について発言を求められておりますので、これを許します。

〔委員長、議事進行〕と呼ぶ者あり

○斉藤信委員 県立盛岡地区統合新設校体育館問題なのですけれども、私も一般質問で取り上げましたが、新体育館整備の方向について重大な局面にある、新しい方向も示されたということですので、ぜひこれは一括ではなく、この報告について独自の審議をしていただきたい。

○佐藤ケイ子委員長 ただいま斉藤信委員から、執行部からの報告と、委員からのこの際質疑を分離して進めてほしいという提案がございましたけれども、委員の皆様の御意見はどうでしょうか。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 再開いたします。

執行部報告に対する質疑は、委員のこの際質疑と分けて行うことといたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、まず執行部から、盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について発言をお願いいたします。

○武蔵教育企画室長 岩手県立盛岡地区統合新設校体育館新築工事に係る進捗状況について、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

本工事の状況につきましては、これまで随時当委員会において御報告させていただいているものでございますが、委員の交代がございましたので、本日は改めてこれまでの概要を含めて御説明をさせていただきます。少々お時間をいただきたいと思います。

資料1ページをごらん願います。1の工事概要等についてであります。新体育館は鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造の2階建てです。

7ページをごらん願います。別紙1、左上の鳥瞰図に示しておりますグラウンドの右側の赤線で囲んだ部分が今回の体育館建設場所でございます。右上の図の中央に、今回建設する体育館のイメージを示しています。その下の図は、南東方向から見た体育館の完成イメージです。

1ページにお戻り願います。(3)の主な整備内容ですが、1階にはアリーナ、トレーニング室、ボクシング場、ボルダリングスペース、多目的スペースを整備するものです。アリーナは、ハンドボールコート公式サイズ1面が取れる大きさとなっております。県立学校

では初めてエアコンを整備することとしておりました。2階には、研修室2室、管理事務室、更衣室、倉庫を整備し、各階にトイレ及びバリアフリートイレを整備することとしておりました。

(4)の工期ですが、計画では令和6年度から7年度に整備し、令和8年度の供用開始を予定していたものであります。

(6)の契約状況ですが、総額は22億6,000万円余で、設計委託料の9,800万円余は支払い済みとなっております。その他の工種については、令和6年12月25日付で契約解除となっております。

次に、2ページをごらん願います。2の共創についてであります。文部科学省では新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について、有識者会議において議論を進め、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方についてとして、調査研究協力者会議の報告書として取りまとめています。本報告書においては、五つの姿の方向性が示されており、赤の囲みの部分が共創の方向性でございますが、地域の人たちと連携、協働していく活動、交流拠点として共創空間を創出すること、地域の実情等に応じた他の公共施設等との複合化、共用化等が重要であるとされています。こうした国の考え方も踏まえながら、矢巾町との協議を進めてまいりました。

3ページをごらん願います。3の課題等についてであります。1のとおり、県と矢巾町相互が課題を抱えており、まず県の課題といたしまして、統合新設校の設置により、1学年8学級の大規模校となること、また8学級のうちスポーツ科学学系が2学級となることや、運動部が盛んであることなどから、当時の不來方高等学校の第1、第2の二つの体育館では、統合後の体育の授業や部活動利用で体育施設が不足すること、また盛岡南高等学校、不來方高等学校ともハンドボールの強豪校でしたが、不來方高等学校の第1、第2体育館ともハンドボールコートが公式サイズを確保できていないことが課題でありました。

矢巾町の課題といたしましては、スポーツによるまちづくりを目指す同町において、町内の三つの体育施設は、特に平日の夜間や土日、祝日の稼働率が高く、町民のニーズに当てられていないこと、小中学校等のハンドボールが盛んでありますが、三つの体育施設ともハンドボールコートが公式サイズが確保できていないことが課題でありました。

なお、不來方高等学校に隣接する場所に未活用の町有地が存在しておりました。

(2)ですが、県と町が協働で体育館を整備することにより、それぞれの課題が解決されることから、県と矢巾町の共創という基本理念の下、新たに体育館を整備することとしたものです。

体育館の整備に当たり、検討委員会を立ち上げ、この委員会では施設の規模や内容、学校及び矢巾町の施設利用時間帯等を検討したところであり、その結果を踏まえて、体育館のアリーナにおける学校と地域開放の利用時間の割合により、体育館の整備及び運営に要する経費の負担割合を県2、町1とすることとなりました。

4 ページに参りまして、ワーキングではトレーニング室等の利用時間帯の詳細、学校と地域との連携、協働による施設の活用方法の検討を進め、施設の活用の構想としては、地域住民等の健康増進活動や公開活動の開催などの利用、小中学校とのハンドボールの合同練習会の開催などを構想として挙げておりました。

また、住民説明会の開催により、住民の皆様の御意見も取り入れながら設計を進めてまいりました。

体育館の最終的な実施設計図面については、8 ページから 9 ページのとおりですが、この設計に至るまでの主な経過について、10 ページを用いて御説明申し上げます。恐れ入ります。10 ページをごらん願います。

10 ページ左側にナンバーを振っております。このナンバーと日付により、順を追って御説明申し上げます。左側、ナンバー 2、令和 4 年 7 月 20 日の検討委員会において、施設の概要を検討し、ハンドボールコート 2 面確保することとしておりました。その後、当初の施設規模では建築基準法の日影規制に抵触することが判明したため、ナンバー 8 番、令和 5 年 6 月 21 日に実施した県と町と学校と設計事務所での打合せの際に面積を縮小し、ハンドボールコートを 1 面とすることといたしました。さらに、ナンバー 13、同年 10 月 19 日に設計事務所から建築費の概算額 32 億円の提示を受けたため、翌 20 日に町にアリーナの面積縮小と観客席を座席のないギャラリーに変更する事業費縮減案を提示、11 月 20 日に県と町と学校とで変更後の図面を確認しております。その後、細部の調整を経て、令和 6 年 4 月 18 日に、県と町と学校と設計事務所とで打合せを行い、実施設計図面が確定したものであります。

以上のとおり、県と町とで協議を重ね、ナンバー 18、令和 6 年 5 月 30 日付で共創により体育館を整備し、経費の負担割合を県 2、町 1 とする旨の覚書を締結したものです。

また、これまで令和 5 年度には 2 回、令和 6 年度には 3 回の住民説明会を町と共同で開催し、地域住民の方々の意見も聞きながら設計を進めてまいりました。

次に、覚書締結以降の工事契約解除と矢巾町との対面、文書による協議の状況について御説明いたします。ナンバー 24、令和 6 年 10 月 25 日に県議会において工事請負契約議案の議決をいただき、建築工事請負契約を締結したところですが、10 月 31 日の町長と教育長との面会協議において、町長からゼロベースでの検討と課長レベルでの協議の申し入れがございました。11 月 15 日に関係課長会議において、今後の進め方を確認するとともに、11 月 19 日にはゼロベースでの検討には同意できるものではないことを県から町に回答したところです。

次に、11 ページをごらん願います。ナンバー 39、令和 6 年 12 月 17 日の町長と教育長の面会協議においては、町から新たに覚書をなくし、町に対して用地の無償貸し付けについての要請文書を提出すること、屋内運動場の建築費用について町は負担しないことの提案がありました。ナンバー 40、12 月 20 日、町に対し、新たな提案を受けることはできない旨、県から通知し、工事再開の見通しが立たないことから、ナンバー 43、12 月 25 日に工事契約

を解除いたしました。

ナンバー46、令和7年3月27日には、町から、建設費用については県の教育施設として当然県費で対応すべきなどの通知がございましたが、4月17日、町に対し、覚書の趣旨と異なる内容が含まれており、同意できないことを回答しております。

ナンバー49、4月23日には、町から、課題整理や今後についての協議の場を設けていただきたいとの通知がございましたが、5月26日に町に対し、まずは設計委託料と請負業者への損害賠償金の清算について協議したいことを通知したところ、5月29日には町から、損害賠償金の清算協議には一切応じないと通知がありました。

また、同日、矢巾町民有志が矢巾町議会に対し、南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願を提出し、町議会において審査されました。12ページをごらんください。ナンバー59、9月19日、矢巾町議会定例会9月会議において不採択と決定されました。

以上がこれまでの主な経過でございます。

一度6ページにお戻りください。6ページの6、工事請負業者への損害賠償については、工事に要した経費及び逸失利益に係る損害賠償について現在協議中でございます。

7、今後の対応についてでございますが、体育館の整備が遅れることについては、既存の施設、盛岡南高等学校を活用するなど、生徒の学びに支障が出ないように対応してまいります。

工事請負業者への損害賠償については、引き続き請負業者と協議を進めるとともに、既に支払い済みの設計委託料と合わせて、その清算について矢巾町に求めてまいります。

新体育館については、覚書に基づく共創による整備の実現が見通せない状況を踏まえ、県単独で整備する方向での検討を進めたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対して、質疑はございませんか。

○菅原亮太委員 私は、2点お伺いしたいと思います。

まず、今回の資料を見ましたし、あとこれまでの文教委員会の会議記録も拝見させていただいたのですが、一つ本当にわからないことがあるのです。ここまで進んできて、話し合いをして、覚書を作ったにもかかわらず、なぜ矢巾町は突然それをゼロベースでと言ってきたのか、その理由についてどのように把握されているか教えていただきたいと思っております。

○山崎学校施設課長 ゼロベースでの検討を申し入れた理由というところについては、明確には図りかねる部分もあるのですが、その後の矢巾町の主張を見ますと、まず具体的に言うとハンドボールコート公式サイズが2面、それから観客席を持つ体育館という当初の構想から、その後の設計縮小を経ていることによって、そういった体育館については町としての建設費用の負担というのは合理性がないものだというような主張でございますので、そういった設計変更のところの一つ要因になっているかというように思います。

県としましては今御説明したとおり、これまで町と学校と設計事務所とともに協議をし

てきたわけですので、そこについては同意できないというように考えているところがございます。

○菅原亮太委員 その内容についてもぜひ資料に記載いただきたいと思います。

推しはかった上で、そうではないかというような答弁だと思うのですが、実際ゼロベースでと言われた後、令和6年12月17日に教育長と町長は面会をしている。そのときに教育長は、町長から、何でなのですか、と理由は当然聞かれたと思うのですが、そのときの状況については、教育長、いかがでしょうか。

○佐藤教育長 文書でも、それから私も直接町長にお会いして、さまざま意見交換する中で、我々は覚書を結んで、それは令和3年以降こういう経過をたどってやって来ていますよね、ということでお話しを差し上げていますが、いずれそもそもの構想と今建てようとしている建物は違っている、要は単なる学校の体育館だと——我々は学校の体育館だけだとは思っておりませんが。

ということで、これに町費を負担することはできないということで、私は端的に言って経費の問題かというように捉えました。

普通であればなかなか理解が難しいことですので、先ほど山崎学校施設課長が答弁したような、推しはかったような説明になってしまうということで、先ほど申し上げた経緯と、それから覚書、そして県議会の議決をいただいて、実際に着工するという段階になってからの、まさにゼロベースですので、一般的にはなかなか考えられないお申し出だと思しますので、正確なところはなかなか申し上げられないということが正直ございます。

○菅原亮太委員 相手ははっきりと理由を言ってこないけれども、やはりそういう推測というか、理由についても少し明示していただけると、こちらとしてもわかりやすいかなとは思ったところであります。

いずれにしても教育長がおっしゃるように、覚書を締結していたにもかかわらず、言ってしまうと契約破棄みたいなもので、私も不動産業をやっておりますけれども、これに関しては、私の経験上は明らかに契約破棄と考えられますので、そういったことについて違約金の条文というのは、この覚書にはないわけですよ。もし覚書を破棄した場合は違約金に関してはこうすると、そういう条文についてはこの覚書にはなかったという認識でよろしいですか。

○山崎学校施設課長 覚書については、5ページに覚書の全文を掲載しておりますけれども、違約金の話というのは覚書の中には記載しておりません。

○菅原亮太委員 先ほど言ったように、損害賠償請求を含め、検討いただきたいと思いません。

2点目ですが、先ほど説明の最後に県独自で建設をする方向というお話がありました。これは、10月3日の斉藤信議員の一般質問での答弁だったと思います。翌日の新聞にもありましたけれども、町もそれは聞いていなかった、内容を精査したいという話でしたけれども、単純にちょっと疑問に思ったのは、やはりこういう大事なことというのは、

まず文教委員会に諮ってからこうしたいのですと、その上で、一般質問等で答弁をするべきだったのではないかと疑問に思うわけです。それについて、今回の一般質問の答弁、そういう県独自で建設を進めるといった方向性を出した経緯と申しますか、なぜそういう順番になったのかということについて御説明いただければありがたいと思います。

○山崎学校施設課長 今回の経緯ということでございますけれども、資料の12ページをごらんいただきながらということになります。矢巾町議会に、町民有志から南昌みらい高校新体育館の早期建設を求める請願が出されておりました。その審議の状況について我々も注視してまいりましたけれども、9月19日に不採択と決定されたというようところがまずございます。

今後の施設の在り方の協議につきましても、矢巾町からは協議をしたいというような申し出は通知で受けておるのですけれども、県としてはこれまでの契約解除に至った経緯も含めて、まずはその今起きている問題の清算をした上でないと、その次の先の新しい体育館をどうするかというような協議には応じられないというような考え方でございます。その清算についての協議も矢巾町は応じることはできないというようなことで、全く進められる状況の見通しが立たない状況だったということで、この請願が不採択となったというようところで、そういった前向きな協議というのはもう難しい。生徒たちのことを考えると、早期にやはり体育館を——我々とすれば生徒のために造るということを考えなければいけないというようなことでの新たな方針ということでございます。

9月19日に不採択となってから、県教委の中でもどうするかということを検討していたのですけれども、一般質問で通告をいただきましたので、それに合わせて検討しまして、少し猶予があれば常任委員会にお諮りしてということもあつたのですけれども、そういった環境面の変化、それから一般質問でも御質問いただいたということも踏まえて、こういった答弁でお示ししたという対応でございます。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにございませんか。

○斉藤信委員 私は、一般質問でも取り上げました。新しい局面に入っているということだと思いますけれども、この間ずっと文教委員会で議論して、何が問題かと。2年半かけた協議、そしてそれを踏まえて覚書が結ばれた。これは教育長と町長の印鑑つきなのです。私は、きょうの資料に印鑑つきのものを入れるべきだったと思うのですよ、覚書なのだから。ただ書けばいいのではなくて、ちゃんと印鑑をついたものを覚書の場合には載せなければだめですよ。

だから、一番の問題は2年半協議をして、その間には規模が縮小したり、事業費を圧縮せざるを得なくなったり、建築基準法上の日照権の問題があつたりしました。それは、全部県教委と町と学校関係者と設計事務所とが一緒になって議論して、確認して、最終的に覚書を結んだと。県教委も心配をして、そういう確認が町長にきちんと報告されているかと、されていますと確認をして調印を結んだのです。だから、菅原亮太委員が言うように、覚書というのは法的には契約と同じです。だから、そういう経過を踏まえて覚書を結

び、議決された当日に工事契約を、本契約を結んだと。翌日から工事が始まるわけです。

教育長は、実は 10 月 31 日にお礼の挨拶に行ったのです。おかげで請負契約案件が可決されましたと、工事も始まっていますと。そのときにゼロベースという話があったわけだから、率直に言えばびっくり仰天なのです。その真意を 11 月に確かめた。そうしたら、やはりゼロベースだったと、負担はしないと、こういうことになって。それから結局矢巾町のスタンスというのは、もう覚書もゼロベースということ的前提にした協議を県に求めると、こういうことなのです。県教委は、あくまでも覚書に基づいて新体育館を整備しようとして。ここでもう話が全然食い違ってきました。

私は、町議会を 2 度傍聴しましたが、町長がどういう理由でゼロベースにしたかというのは、先ほど学校施設課長がしゃべったとおりです。当初の構想と違ったと、単なる学校の体育館だと、こういう言い分で、これはもう経過を全く無視したものです。2 年半の協議の中で、それはしっかり協議をした上で修正して、設計書も合意をして結ばれていますから、やはり契約違反なのです。本質はここにあるのです。私は、そういう意味ではちやぶ台返しと言っているのですけれども、突然町長が豹変したと、もうこれしかないのです。それ以上のまともな理由というのは、私も何度も探したけれども、出てきません。だから、そういう意味でいけば、それ以降はもう本当に協議が平行線になってしまったと。

こういう中で、実は地元の町民が、学校関係者、OBなどが、これはもう町議会を動かすしかないというので、2,766 筆の早期建設を求める請願を町議会と町長に提出したと、これが経過です。だから、これまでの文教委員会での県教委の答弁では、この町議会での請願の行方を見守ると。いわば町議会がしっかり覚書に立ち返ってやってくれということであれば、町長の姿勢も変えられるのではないかと、私もその可能性を感じていましたが、残念ながら、9 月 19 日にこの町議会の請願は不採択になってしまった。

請願審議の議事録も読んでみましたが、実はこういうことがありました。2 年半協議した矢巾町のメンバーは、町長がゼロベースにした途端に全部替わってしまったのです。今までは戦略室の課長、これがずっと 2 年半協議した。ゼロベースになった途端に、総務課長に替わったのです。ことし、それが文化スポーツ課に替わってしまったのです。だから、2 年半の協議を無視する布陣というか、そういうシフトですよ。

だから、本当にそういう意味では不誠実な対応で、請願の審査でも、実は大事なことが町長に報告されていなかったのだと、こういう総務課長の答弁がありました。しかし、令和 6 年 12 月 10 日の全員協議会の議事録があるのです。町長は、しっかり報告を受けていると、自ら答えています。これは虚偽答弁ですよ。町長はしなかったのをやったのです。だから、これも私は完全に破綻したと思うのだけれども、残念ながらそういう経過を踏まえながらも、町議会は率直に言って町長を付度すると、町長の豹変を容認するという、そういう形で請願が不採択になったというのがこの間の経過です。

だから、ある意味、ここまで来れば、もう県教委が独自に責任を持って体育館を建設するしかないという方向性は、私もそのとおりだと思います。ただ、この方向性というのは、

議会で予算が議決されて初めて決定になると思うので、まだ2カ月ぐらいは余裕があるのではないかと。

実はこういう動きがあるのです。10月8日の矢巾町の議会運営委員会で、不採択になった請願の趣旨と同等の意見書を上げようとしているのです。どういう意味か、これは吟味しなければだめですよ。そういう動きがあります。それは何かというと、請願を不採択にした議員に対して、町民からの批判が集中しているのです。このままではだめだということで、そういう動きがあります。10月8日に最終的にどうなるか、これも見守らなくてはならないけれども、この10月8日、その意見書の中身が覚書に基づいて早く体育館造れという趣旨であれば、もう最後の最後まで、一番いい、早い形での体育館整備というのはいくらあり得るのかなと、私はそういうように受け止めています。ただ、あさっての話です。あさっては本会議です。議会運営委員会でその意見書を上げるということを確認して、10月8日の矢巾町議会本会議に上げる見通しだということなので、県教委はそれを把握されてはいないと思うけれども、そういう動きもあります。

私は、この10月8日が最後のチャンス、ここで本当に覚書に立ち戻る方向性が出るか出ないかで、これは決まるのではないかとこのように思っていますが、教育長、今の私の話を聞いて、どういうように受け止めたでしょうか。

○佐藤教育長 我々のこれまでの歩みとか考え方というのは、県議会でもずっと報告させていただいて、それを受けて報道もしていただく中で、やはりこの経過なども取り上げていただいたということで、町民をはじめ御理解いただいている方々に、やはり新体育館を造るべきだというような請願とか、2,500筆の要望書というのを上げていただいたということに対しては、本当にありがたいというように思っています。

我々としても、これまで何とか新体育館を造りたいと、覚書に基づいて整備をしたいということで進めてまいりましたが、現状こういう事態に陥っていることについては、私としては本当にじくじたる思いがあります。どうすればよかったのかという思いもあります。

今、斉藤信委員からも最新の情報についてお話をいただきましたが、私とすればそれも見守りつつ、一方で先日の本会議でお話しした我々の現時点の考え方というのは、この間本会議でお話ししたとおりでございますということを再度申し上げさせていただきたいと思えます。

○斉藤信委員 この局面ですから、本会議で教育長が答弁したように、もう県教委が独自に敷地内で体育館の建設を検討すると、それはもう本当に必要で、これ以上遅らせられないと思えます。だから、それは私もそのとおりだと思います。

ただ、この問題というのは本当に深刻で、何よりも矢巾町に傷跡を残します。公共団体同士で契約違反になるのですから。そして、それだけでは済まない。1億数千万円の損害賠償請求、これはもうどういう方向性であっても矢巾町に請求しなくてはならない。だから、どういう方向になっても、この1億数千万円の損害賠償請求がなぜ行われるかというのは、矢巾町自身に係るのです。この間の経過が検証されるのです。だから、本当にそういう意

味では、最後の最後までいろいろ本当にぎくしゃく、逆流があったけれども、もう最後の最後にうまく打開する道はないのかというのが私の思いです。本当にこれは前代未聞、公共団体同士で契約破棄が起きるなんていうことはね。そういうことで私は考えております。

そこで、本会議でも聞きましたけれども、これから新しく着手して、教育長の答弁では、数年間かかると。これから着手して、新しく設計し直すということは、これ自体が大変なことだというように思いますが、普通、国語的に言うと、数年間というのは三、四年を指すのです。大体そういうものですか。

○山崎学校施設課長 今後の整備にかかる期間ですけれども、一般質問で答弁したとおり、設計、それから建築を含めまして数年間というのは、三、四年はかかるというような一般的な見込みとして考えております。

○斉藤信委員 私は、1億数千万円という損害賠償額の見込みを見ているのですけれども、大体そんなものですか。それは、どのぐらいで決着がつくのですか。

○山崎学校施設課長 損害賠償額について、矢巾町に負担を求めるベースで行きますと、今想定されるのは、既に支払った設計委託料が約9,800万円余ございます。それに加えて、ただいま調整中の請負業者に対する損害賠償、これが今調整中なので、ちょっと具体的にはお答えできませんが、斉藤信委員のおっしゃるとおり数千万円規模のものになるというように見込んでいます。その金額をベースとしまして、具体的には弁護士とも相談しながら、実際どのぐらいの負担を求めるかということは検討していきたいと思っております。

○斉藤信委員 私は、責任の所在、割合からいったら、もう全面的に契約破棄した矢巾町に責任があるのだと、全額請求してもおかしくないのではないかと思います。それはまだはっきりしていないのですか。

○山崎学校施設課長 我々としましては、このような契約解除に至った経緯については矢巾町側に起因するものというように考えておりますので、そういう意味では全額矢巾町に負担を求めるという考えは持っておりますけれども、実際に法律の専門家の見地からどのように判断されるかというのは、御相談しながら検討してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 恐らく協議には応じないと言っているから、裁判になるという可能性もあるのだと思います。それを考えたら、最初から割り引かないで全面的に請求をすると。あとは裁判の中で、裁判所がどのような判断をするかということになるのではないかと、これは私の意見です。

最後に聞きますけれども、今、旧盛岡南高等学校の校舎と体育館は、授業でも部活動でも使っているわけです。その使用状況、そしてそのための大型バス、その他、どういう形で旧盛岡南高等学校が使われているのか、その経費はどのぐらいなのか示してください。

○西川高校改革課長 まず、経費につきましては、当初は旧不来方高等学校に設備がない部ということで、陸上部、ボクシング部、登山部、体操部、ソフトテニス部ということ想定したのですが、実際のところバスケットボール部、バレーボール部、ハンドボール部の部員がかなりふえたので、それも含めて旧盛岡南高等学校に行って、今部活動をしてい

ます。当初の予定では、大体1日51人程度と予測していたのですが、曜日に変動がありますが、最大で1日200人。

〔「200人」と呼ぶ者あり〕

○西川高校改革課長（続） 200人。平日ですと、110人程度というような見込みもございまして、そういった中で活動している状況でございます。

なので、先ほど損害賠償のお話もありましたけれども、年間3,800万円近くかかっていますが、基本的には今年度中に体育館が建つ予定でしたので、それ以降にもしバス移動に要する経費が発生した場合についても、その辺については損害賠償も検討しなければならないのではないかというように考えております。

○斉藤信委員 その経費、年間3,800万円は本来なら令和8年3月に新体育館が完成予定でしたから、令和8年3月になればバス経費は必要なくなると。それがあと3年かかるとなれば、その経費も損害賠償請求の対象になると、そこまで考えているのですか。

○山崎学校施設課長 今後の掛かり増し負担については、損害賠償というよりはその負担額について負担金というか、請求するというような整理は十分考えられると思っておりますので、その辺についても弁護士と相談してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 盛岡工業高等学校が旧盛岡南高等学校の校舎に移転をすると。あの計画がどうなって、そして移転する前には校舎の改修も必要だ、産業振興棟も新たに整備しなくてはならない。そうすると、その工事期間が必要になってきますから、そういう点でいくと、高校再編計画への影響は出るのですか。

○西川高校改革課長 高校再編計画への影響についてですけれども、今のところ盛岡工業高等学校の移転は令和12年度を目途に進めております。大規模改修等も必要ではありますが、体育館のところを利用する予定でありますので、工事の動線等を出合い丁場にならないようにすれば、うまく機能するのではないかというように考えておりますので、基本的には高校再編計画には影響がないものと、現時点では見込んでおります。

○佐藤ケイ子委員長 そのほかございませんか。

○小林正信委員 矢巾町との協議の中で、考えがまとまって、住民説明会を結構丁寧に6回くらい行っておられると思います。住民の方も多分、新しい体育館ができて、住民も使えるようになって、大いによかったなと思っていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと思うのです。

資料を見ると、矢巾町から、県が住民説明会をやってくれみたいな話が4月あたりにあったけれども、県としては現時点では住民説明会ができないという回答をしたのだと思うのですけれども、周辺の地域住民が取り残されているわけではないのですけれども、せっかく新しく体育館ができるのだねと言って、わくわくというか、期待をされていた部分については、何らかの住民への説明が必要なのではないかと思います。これは矢巾町が説明すべきなのか、県が説明すべきなのか、ちょっと私もわからない部分があるのですけれども、そういった今後の地域住民の皆さんに対する説明という部分については、今後どの

ように考えていらっしゃるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○山崎学校施設課長 住民への説明についてでございますけれども、小林正信委員御案内のとおり住民説明会というのは5回ほど開催してきまして、これまでは町と共同で開催してきたところでございますけれども、その後4月になってから、町のほうから県で住民説明会をやるようにというようなことがあったのですけれども、その時点では今後の整備の方向性がまだ決まっていなかったのので、県ではできないという回答をしました。

今回、県単独でというようなところで、方向性につきましては、やはり住民の方も非常に心配しているところがございますので、どういった手段がいいかは検討しますけれども、何らかの形で住民の皆さんにもお知らせすることを検討したいと思います。

○小林正信委員 わかりました。やはり住民の方も残念に思っていると思いますので、そこは丁寧に説明をしていただければというように思います。

また県として単独で新たな体育館を建てるというお話だったのですけれども、土地の問題、この土地というのは矢巾町の土地の上に一緒に体育館を建てるという計画だと思うのですけれども、この土地については、これから別のところを探すのか、それとも今後、矢巾町と今ちょっとごたごたしている中で、協議をしながら土地の活用についても考えていくのか、この土地の問題について、今のところどのような考えでいらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○山崎学校施設課長 例えば場所につきましては、学校敷地内を今考えております。共創での計画は、町民も使うということを考慮して、矢巾町の土地にしてございましたけれども、県単独でということであれば、まずは生徒が使いやすい場所ということで、学校敷地内を想定しております。

○小林正信委員 この敷地というのは、もう確保はされているのか、その辺りもお伺いします。

○山崎学校施設課長 面積的には、敷地内に十分建設可能だというように見ております。具体的な場所については、また今後検討していきたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 それでは次に、この際、何かございませんか。

○佐々木朋和委員 私から2点お伺いしたいと思います。

まず、いわて留学についてです。令和7年度の実施校数と生徒の人数についてと、令和8年度に向けて実施予定校はどの程度になるのか。また、各学校で進めているとは思いますが、県として事業化をして進めている部分についてお知らせいただきたいと思っております。

○亀山高校教育課長 令和7年度の実施校数及び人数についてですが、令和7年度は15校23学科で実施し、10校11学科に43名が合格いたしました。令和8年度の実施予定校についてですが、令和7年度実施校に新たに3校3学科を加えた18校26学科で実施する予定

でございます。

県としての事業ですが、県教育委員会においては、ウェブ配信サイトnoteの県教育委員会ポータルサイトを活用し、各校の地域や地域産業等と連携した探究的な学習の取り組みなどを全国に情報発信しているところでございます。今年度は、新たに全国の中学生及び保護者等向けに、いわて留学実施校を紹介する留学オンラインフェスを実施したり、県内各市町村の担当者や高校関係者を対象に、いわて留学の事例を紹介するいわて留学セミナーを予定しており、今後もいわて留学が一層推進されるよう取り組んでまいります。

○佐々木朋和委員 情報発信の部分で、県教育委員会としても取り組んでいるということでした。今高校再編計画の検討中でありますけれども、今後1クラス校になる高校も見込まれるわけでありますが、そういった学校について、県教委としてはいわて留学を広げていくというような方向性なのか、お聞きしたいと思います。

○西川高校改革課長 いわて留学の今後の展開ですけれども、現在1学年1学級校が10校あるという中で、やはり他県から生徒を受け入れるような活動は続けていかなければならないというような認識で動いております。そういうことで、現在市町村にはコーディネーターを配置していただいて、その方いわて留学に取り組んでもらったり、それから地域産業との協働連携等を進めていただいて、1学級校の魅力をさらに高めるような取り組みを今後展開していきたいと考えております。

そういった形で、今回高校再編計画では1学年1学級校を地域校という形で位置づけさせていただきましたので、いわて留学につきましても、先ほどお話ししましたとおり18校ということは、県内公立高校の25%以上が取り組んでいるという状況ですので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 今県内の高校の25%がいわて留学に取り組んでいるということでした。自由民主党で市町村要望に歩かせていただいた中でも、やはりこのいわて留学について、他県と比較してもこれから競争になっていくという話がありました。そういったときに、やはり岩手県としてもこのいわて留学をもっと大きく打ち出していきたいと、打ち出していますけれども、予算化や、あるいはカリキュラムのつくり方など、根幹部分についてもっとかかわってほしいという話も聞いてまいりました。

例えば、今各市町村が魅力化のために学校と一緒に取り組んでいますけれども、いわて留学という統一ブランドを見たときには、多くの重なる部分がある。岩手県全体で作成したほうが効率的であったり、よりしっかりしたプログラムになるのではないかと、そういった部分もあったり、あるいは宿舍、公営の塾といったところの運営の仕方であったりとか、そこをお世話してくれる方の手配であったりとか、市町村がやるべきところと、県がやって、もっと充実させる部分と――また、先ほどお話ししました情報発信の部分もそうなのですけれども、他県においては全国の生徒にアピールしている部分を、1校1校では小さいところを県としてまとめてやるべきではないかと、こういったような意見もいただいていたわけですが、そういった今後の検討について、県教委としてはどのようにお

考えでしょうか。

○**西川高校改革課長** 私もことしの6月に東京都で開催されたイベントを写真で確認したのですけれども、やはり岩手県として一体感の醸成がないというように感じました。他県では、同じようなツール、PR用グッズでいろいろ行っているのですけれども、岩手県はそれぞれの高校がばらばらに取り組んでいるイメージがありましたので、令和8年の予算事業の中にそういったところに対応できるようなものを取り入れていきたいと考えております。

また、先ほどいわて留学セミナーを開催するという答弁させていただきましたが、地域みらい留学に知見を持つ団体と共同で10月末に行う予定であります。例えば先ほどお話があった寮の宿舎管理員ということでハウスマスターとか、それから受け入れた生徒に対して、どういった形で接していくことが望ましいのかというのを、受入れ後の環境整備も踏まえた上で、短いスパンでいわて留学の効果が発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き頑張ってまいります。

○**佐々木朋和委員** 大変率直な受け止めをいただきまして、そしてすばらしいなと思えました。ぜひ我々も応援をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、フッ化物洗口についてお伺いしたいと思います。現状県内の小中学校における実施状況についてどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

○**中村保健体育課総括課長** 県内小中学校における集団フッ化物洗口の実施状況についてでございますが、令和6年度において小学校は12市町村で実施しており、県内全公立小学校266校のうち58校、約21.8%、中学校については7市町村で実施しており、県内全公立中学校で144校のうち25校、17.4%となっております。

○**佐々木朋和委員** イー歯トープ8020プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）（第2次）の中で、保健福祉部の計画ですけれども、計画のスタート時よりも、この取り組みというのは増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのかというのは、お手元にはありますか。

○**中村保健体育課総括課長** 現在資料は手元ございません。

○**佐々木朋和委員** この計画におきまして、フッ化物洗口については、施設等の職員を含む関係者間の合意形成が必要だということで――推進をしていくのですけれども、そういった文言があります。そういった中で、今フッ化物洗口をやっている学校とやっていない学校について、やっていない学校ではこういった合意形成に向けての取り組みというのはどのように進められているのか、県教委で把握をしていたら教えていただきたいと思います。

○**中村保健体育課総括課長** 現在合意形成に向けて、各学校でどのような取り組みというものはないのですが、フッ化物洗口の実施については、市町村による実施、あとは関係者の適切な役割分担等が必要ですが、加えて教職員の負担軽減にも配慮しなければならないということで、各市町村、各学校の実情に応じて、今対応しているところでございます。

○佐々木朋和委員 今対応しているということなのですが、県教委としてはその実態は把握をしていられないといったところでしょうか。であれば、その合意形成が進んでいるのかどうかというのはわからないところなのですが、保健福祉部の計画では進めるべきだというところがあって、一方で教職員の負担軽減の観点から、この計画の改定のときに施設の職員を含む関係者間の合意形成が必要です、というような一言が入りました。

一方で、保育施設や認定こども園については、安全管理の整備をした上で進めますというだけになっておまして、この辺の違いがあるというところで、私もどうしてかなというところがあります。恐らく現場の方の負担軽減について配慮したということですが、合意形成も必要ですと言ったからには、進めるべき計画ですから、合意形成に向けて、やはり各学校で取り組むべきだと思うのです。この点について県教委としては全くノータッチだというような、市町村に任せる、学校教育現場に任せるというような姿勢なのでしょうか。県教委として進めるべきだとか、どのようなスタンスで臨んでいられるのか伺いたいと思います。

○中村保健体育課総括課長 全くノータッチということではなく、各学校の取り組みについては毎年調査をしております。例えばフッ化物洗口を行う際の課題ということで、学校においては、フッ化物洗口を実施していない小学校と実施している小学校で、フッ化物の取扱いについて不安を抱えているというように回答している学校もございます。いずれ何が課題なのかというところはこちらでも把握しながら進めていきたいというところがございます。

○佐々木朋和委員 そのような調査をしていただいているということですが、フッ化物洗口を進めていくために、その課題抽出をしたものについて、各歯科医師会と各市町村でも積極的に協力をしたいというところもあるようですので、そういった部分と連携をしながら、どのような方向で問題解決をしていくべきか、こういったところを県教委としても分析し、また各所にお伝えするというのも必要なのではないかと思います。その辺についての活動はなさっているでしょうか。

○中村保健体育課総括課長 県教育委員会といたしましては、歯科医師会とさまざまな情報交換をしておりますので、その部分で課題であるとか、そういう進める上での検討をしていきたいと思います。あと、市町村によっては、歯科医師と学校の連携も行っているというように伺っています。学校の実情に応じて、やはりそこはなかなか進めるのが難しいという学校もあるようなので、いずれそのような連携等は進めていきたいというように思っています。

○佐々木朋和委員 ぜひ進めていただきたいと思います。また、そのような状況ということもぜひ公表していただいて、社会全体で進めるような流れ、また学校現場の負担ということも——私は何もそこを無理にということではないのですが、やはりこの計画の文言が施設職員を含む関係者間の合意形成が必要だと、わざわざ明記しているということ

は、結局現場の理解がなければ、現場が合意しなければ進まないということだと思います。そういった部分の書きぶりについても、保育施設や認定こども園と比べてどうなのかというような疑問もあります。現状、合意形成の前提の話合いもなかなか前に進まないというのであれば、やはりこういった計画についても、長い計画ですので、この部分についても適切であるかということとかかわってくるかと思しますので、ぜひとも情報共有しながら、我々もしっかり注視していきたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小西和子委員 現在の欠員状況と精神疾患による病休者の状況について伺ひます。

産休、育休代替職員や病気休職代替職員が見つからず、副校長などが担任を行っているという話が多く聞こえております。さらに、欠員状況は悪くなっているという現場からの声もあります。現在の欠員状況をお示しくたさい。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 令和7年9月1日時点における欠員状況についてであります。小学校では14名、中学校は4名、高等学校は4名、そして特別支援学校は2名となっております。春から全力を挙げて一生懸命探しておりますけれども、引き続き欠員解消に向けて、講師等の確保に努めてまいりたいと思ひます。

○小西和子委員 ほとんど5月1日の基準日等の状況とそんなに変わっていないというようです。小学校は15人から14人、中学校は4人から4人、高等学校は6人から4人、特別支援学校については大幅に改善されたというように思っております。

学校現場からの声をここでお伝えしなければなりません。管理職から、ほかの人の負担がふえるから妊娠するなど言われた。驚きました。初めてこんなことを聞いたのです。びっくりしました。少子化対策、少子化対策と言っていますが、学校現場だけは別世界のようだと。どこの学校かというのは、調べればすぐわかるのですけれども、管理職も追い込まれていると思ひます。つまり、休まれたらば、代替職員は来ないというようなことになってしまわないかと。先ほどの全然欠員が減っていないというところからもそうだと思うのです。

それで、これは通告していなかったのですけれども、昨年度、岩手県独自の教職員が働きやすい環境づくりの政策についてお聞きしたところ、年度途中における欠員補充や代替者等の任用が非常に厳しい状況であることから、小中学校におきまして講師希望者を確保した時点において、講師任用の必要が発生していない状況におきましても講師として任用して、管内で欠員補充や産休代替、病気休職代替等の緊急の対応が必要となった際に、勤務先を変更して代替者として配置を行っております、というような答弁をいただきました。また、来年度におきましても継続する予定ですというように答弁いただいているのですが、今年度もやっているのでしょうか。

○佐藤小中学校人事課長兼服務管理監 今年度におきましても、同様に対応しております。ただ、その方につきましては、年度途中での急な異動もありますので、当然御本人に前もってお話をしておいて、そういった場合についてもあるということを了承した上で、丁寧に進めております。今年度も継続しております。

○**小西和子委員** 本当に必要なことだと思います。学校現場は、こういう大変な状況ですから、ほかの仕事のほうがいと、そちらに流れたりすることだってあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

現在の病休者数と、そのうち精神疾患による病休者数をお示してください。あわせて、精神疾患で休暇取得や休業となっている教職員の年代別、その人数についても教えてください。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 病休者の人数全体についてでございます。これは、8月末時点の数字でございますけれども、小中学校、県立学校、そして事務局の合計で、まず14日以上病気休暇を取得した者が98人、そして療養期間が6カ月を超えて病気休職をしている者が64人の計162人となっております。この162人のうち、精神疾患を理由とする者は91人、割合にすると56%となっております。

また、今答弁しました精神疾患を理由として病気休暇、病気休職となっている91人についての年代でありますけれども、20代が31人、34.1%で最も多く、次いで50代が28人の30.8%、40代が19人、20.9%、30代が13人、14.3%となっております。

○**小西和子委員** やはり20代が多いんですね。これも通告していませんけれども、療養に至った要因というようなことは何かわかりましたらお願いします。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 最終的にはさまざまな要因が複合的にというところはあるのですが、個別のところ要素として出てきているものを見ると、やはり異動直後であったり職場環境が変わったことであるとか、それから多忙、あるいは人間関係等、そのほか生徒や保護者との関係など、さまざまな要因が出てきております。やはり休職に至る際にはそういったさまざまな要因が複合的に絡み合って休むというところに至っている方が多いと認識しています。

○**小西和子委員** さまざまなアンケート等を見ますと、若いからといって仕事が集中したりするというようなこともあったりしますので、前にもお話ししましたが、新採用職員とか、二、三年あたりの教職員は、もっと大事にということでしょうか、勤務をさせていただければというように思います。

多くの学校で業務過多と人員不足によって、一人一人の教職員への負担が大きくなっております。勤務時間が長くなり、心身ともに回復できないまま、毎日の業務を行っている状況であります。このままでは精神疾患による病休者や、それに続く教職員がふえるばかりであります。精神疾患の状況などについて、今後県教委はどのように対応していくのか、見解を求めます。

○**菊地教職員課総括課長兼サービス管理監** 教職員の精神疾患による病休者増への対応についてでありますけれども、本県においても精神疾患を理由として療養が必要とされている教職員は増加傾向にあります。また、精神疾患につきましては、どうしても復職までの期間が長期にわたります。岩手県の状況でも、平均すると400日を超えるといったようなデータもございますし、再発しやすいということもございますので、メンタルヘルス対策はも

ちろんですけれども、学校現場の状況を把握しながら、さまざまな取り組みを行っていく必要があると考えております。

県といたしましては、これまでも働き方改革プランに基づきまして、教員の時間外在校等時間の縮減に取り組むということと併せて、メンタルヘルス対策としまして、教職員管理職を対象としたメンタルヘルスセミナーであるとか、保健師による心とからだの巡回健康相談、そして長時間労働者に対する産業医の面談、保健指導などの取り組みを行っており、引き続き不調の早期発見や早期対応に努めてまいります。

また、ことし6月に成立いたしました改正給特法の中では、県教委だけではなくて市町村教委に対しても、教員の業務量の適切な管理、そして健康福祉を確保するための計画の策定、公表が義務づけられております。県教委としては、現在は先月、国から示された指針を踏まえて、計画策定に向けた検討を進めているところでありますけれども、その計画の中でも教職員が心身ともに健康な状態で教育活動に従事できるよう、さまざまな対策をきめ細かく丁寧に行ってまいります。

○**小西和子委員** 給特法の改正に伴って、市町村でもそうですし、県教委がひな形をつかって市町村を指導するというようなことがルールになっていたと思います。

次に、教員採用選考結果についてですけれども、校種別の倍率について伺います。また、今年度の傾向について伺います。

○**岩淵県立学校人事課長兼サービス管理監** 今年度実施しました教員採用選考についてでございますが、一般選考と特別選考を合わせた校種別の倍率です。小学校は1.7倍、中学校は2.2倍、高等学校は3.4倍、特別支援学校は2.3倍、養護教諭は2.5倍となっております。

それから、今年度実施した教員採用選考の傾向についてということでございますが、全校種におきまして、昨年度と比較し、採用倍率が低下いたしました。これは臨時的任用講師が毎年多く採用され、受験者が減少しているのに加えまして、採用候補者数を昨年度よりもふやしたことなども原因と考えられます。

一方、受験者数に占める大学の新卒者数の割合は年々増加しておりまして、大学訪問時における学生への教職の魅力発信や採用選考の見直し等、これまでの取り組みが教職を志す学生の確保に結びついております。

また、今年度新たに実施いたしました大学3年生選考は250名が受験し、163名が合格となりました。合格者のおよそ8割が県内出身者でありまして、今後生まれ育った岩手県の教員を強く志す学生の確保につなぐものと期待しております。

さらに、大学推薦特別選考や、今年度から開始しました幼稚園教諭経験者特別選考によって、意欲や能力のある人材を採用できており、各校種におきまして採用予定数を上回る人材の確保につながったとも捉えております。

○**小西和子委員** 私は、小学校の倍率ばかり注目して見ていたのです。ふと高校の倍率を見たら、3教科の倍率が2倍を切っているということがあって、これには驚きました。これはどのように分析していらっしゃるのですか。

○**岩川県立学校人事課長兼服務管理監** 小西和子委員御指摘のとおり、高等学校につきまして、理科の生物が1.5倍、農業が1.5倍、英語が1.6倍となっております。まず、生物と農業についてであります。受験者数が昨年並みであったのに対し、採用候補者数を減らしたため、倍率が2倍を切る形となりましたが、意欲と熱意のある人物を採用できたと捉えております。特に農業につきましては、例年受験者が少ない教科であることから、今後高校との連携や大学訪問を強化して、大学推薦、特別選考であるとか、社会人特別選考を継続しながら優秀な人材の確保に努めてまいります。

次に、英語についてでございますが、受験者数が年々減少しております。取り組みを強化する必要があります。英語の免許を取得できる学部学科の学生が民間就職を選択する傾向が強いと考えられることから、大学訪問時に改めて教員の魅力発信に努めるとともに、今年度から県内の高校生を対象に始めた高校生対象の教職セミナーなどの場を活用しまして、将来を見据えた資格の取得、不安解消を促してまいりたいと思っております。

また、来年度からは中学校と高等学校の英語で実用英語技能検定等における上級資格保有者を対象に、英語有資格者特別選考を実施する予定でありまして、こうした採用選考の見直しを図りながら、優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

○**小西和子委員** たしか西川高校改革課長が、水産と農業は教員が足りないの、それで統合するというような答弁をされておりましたけれども、本当に教員がこれ以上不足したら、そういうことになってしまうというような危惧を覚えております。

昨年他県では、教員採用試験の合格者がとんでもない数辞退しました。宮崎県だったでしょうか。昨年の岩手県の場合はどうであったのか。ことはまだ見えていないかもしれませんが、ことしの人数もお示してください。

○**岩川県立学校人事課長兼服務管理監** まず、昨年度実施した教員採用選考の合格者の辞退者数でございますが、小学校が4名、中学校が4名、高等学校が2名、特別支援学校が1名、養護教諭が3名となっております。全体で14名という形になっております。今年度の実施分につきましては、採用に必ずるか否かに関する調査を10月17日の締め切りで行っているところでございますが、本日現在のところ採用辞退者はおりません。

○**小西和子委員** 辞退者が出ないように願っております。今年度当初のように欠員が多数発生するのではないかとというように危惧しております。来年度当初の人員確保の見直しをお伺いします。

○**岩川県立学校人事課長兼服務管理監** 来年度の人員確保の見直しと対策についてということでございますが、欠員の発生を防ぐためには教員採用の取り組みを着実に進めるとともに、講師の確保が重要であることから、ハローワークへの求人登録に加え、公式Xを通して求人情報を継続して発信してまいります。また、大学訪問につきましては、昨年よりも大幅にふやして実施する計画でありまして、この機会を活用して、4月からの勤務先が決定していない学生に対して、ぜひ本県で講師として勤務したいという選択をしてもらえるよう、丁寧な説明を行ってまいります。

さらに、教員免許を所有しながらも教職に就いたことのない方々を対象としたペーパーティーチャー説明会を今年度も県内の複数会場で実施し、教員を志す潜在的な人材の確保を図ってまいります。

今後も学校現場における働き方改革を進めることにより、欠員の大きな発生要因となる病休者を出さないよう取り組んでいくとともに、講師確保の取り組みを強化して、来年度当初において欠員が生じないように続けてまいります。

○小西和子委員 どうぞよろしくお願いいたします。

突然ですが、教育長にお伺いいたします。教員不足であり、欠員があると、教職員はその分みんなで補うわけです。それと、業務量の多さに本当に疲弊しております。ますます教職離れが加速するのではないかとというように危惧しておりますが、教育長の見解を求めます。

○佐藤教育長 まず、我々は学校現場の先生方の働き方改革を市町村教委と一緒にやって——今回の法改正を受けて、計画をつくってオープンにしていくということになりますと、令和8年4月1日に県教委も市町村教委も計画を出さなければならないので、市町村教委にもしっかりつくっていただいて、その計画に基づいて働き方改革を進めてまいります。県教委も市町村教育委員会もそうなのですが、本来教員がやるべきことと、例えば事務職員でもやれることというのをしっかり分けて、取り組んでいきたいというように思っています。

それから人材確保については、担当の課長からのお話がありましたとおり、今までやっていなかったことをどんどんやろうとしています。それについては、大学3年生選考もそうなのですが、意欲ある方々に手を挙げていただいています。教員以外にもさまざまな業界においてかなり苦戦しているという状況で、実は人材の奪い合いの状況もありますが、県内には教育学部を有する大学もありますので、少なくともまずはそういうところに岩手県で教員になるようにしてほしいということを、私をはじめ今までよりも大学とコミュニケーションを取って、受験していただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

また、ことしから多くの岩手県出身の学生が、北海道から東京都までさまざまな県外の大学で学んでいます。そういうところに、大学推薦特別選考を広げていきたいというようにも思っておりまして、直接大学へお邪魔して、岩手県に人材を返してほしいと、岩手県で就職をさせたいのだ、岩手県で就職してもらおうように後押ししてほしいというような取り組みを、教職員課をはじめ、私もそうですが、積極的にやっていきたいと考えております。先生が足りないということで、最終的には子供たちが困ることのないようにしていきたいというように思っております。

○小西和子委員 本当に頑張っていたきたいのですが、やはり選ばれる岩手県でなければならないと思うのです。他県よりも業務量が多いです。時間外労働も多いです。改正給特法では、1カ月の時間外勤務が45時間オーバーの教職員をゼロにすると出されま

したよね。それを実施するような計画をぜひ立てていただいき、若い方々に選ばれる岩手県にさせていただきたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 再開後2時間以上経過いたしましたので、ここで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○菅原亮太委員 私からは、まず第3期県立高等学校再編計画（当初案）について伺います。

まず、県立金ケ崎高等学校についてであります。今回の当初案におきましては、令和10年に金ケ崎高等学校は募集停止をしまして、県立水沢高等学校と統合するという案になっております。これについて伺ってまいります。

まず、募集停止に関する基準というのがありますけれども、今回の金ケ崎高等学校の統合と申しますか、要は廃止ですね、これはどういった根拠になるのか御説明をお願いいたします。

○西川高校改革課長 再編計画に規定する1学級校の募集停止に関する基準によるものではなく、近年の入学志願者数の状況等を踏まえ、個別に再編プログラムに位置づけて統合することとしたものです。金ケ崎高等学校の過去3か年の入学者の状況は、定員80人に対して、令和5年度が45人、令和6年度が21人、令和7年度が20人であり、金ケ崎中学校からの進学率も過去5年間の平均は10人、全体の7.4%となっております。

また、金ケ崎中学校の生徒は、進学先として金ケ崎高等学校のほか、花巻市、北上市、奥州市において、県立の普通高校、専門高校、総合学科高校、それらに加えて、私立高校を含めて多様な学びを選択している状況も考慮しまして、令和10年度に募集停止とし、水沢高等学校と統合を行うことを再編プログラムに位置づけたところであります。

○菅原亮太委員 今回の答弁では、今回の基準では2年連続して入学志願者の数が20人以下となった場合は募集停止といった基準があるけれども、今回の金ケ崎高等学校に関してはその基準に該当せず、近年の入学志願者数の状況を見て廃止を考えたといった答弁だと思います。

県教委では地域での説明会に回られていたと思いますけれども、その際に出された入学者の推計という資料を見ましても、金ケ崎高等学校は令和7年は20名ですけれども、令和8年は28人、令和9年は28人、令和10年は26人と、令和17年まで20人を上回る、こういった推計になっているところであります。こういった状況を考えましても、まだその基準である2年連続して20人を下回っていないのにもかかわらず廃止という案を出されたというのは、少々拙速ではなかったかというように考えるところであります。

金ケ崎町及び金ケ崎町教育委員会から、9月24日付けで要望書が県教委に出されていると思います。この中にも、当初案に示されている令和10年度の金ケ崎高等学校と水沢高等学校の統合については、県が定める募集停止の基準に該当しておりません。つきましては、

令和10年度の金ケ崎高等学校、水沢高等学校の統合について、撤回くださるよう要望いたします、といった要望書が出されているところであります。改めてこの要望書について、県教委の受け止めについて伺います。

○**西川高校改革課長** 金ケ崎町長及び金ケ崎町教育委員会教育長の連名により、金ケ崎高等学校と水沢高等学校の統合について、県が定める学級数の増減、募集停止に関する規則という基準の1学級校の募集停止に該当していないことを理由として、金ケ崎町から要望書をいただいたところです。

要望書の中においては、それ以外にも金ケ崎高等学校を進学だけではなく、就職コースもある高校にしてはどうか、それから金ケ崎高等学校を全日制、定時制、通信制を併設する高校としてはどうかといった御意見も併せて記載されていたところです。

県教育委員会では、再編計画（当初案）公表後に、地域の方々や中学生等から当初案に対するさまざまな御意見を伺ったところであり、子供たちにとってよりよい教育環境が整備されるよう、今回の要望書の内容を踏まえながら、丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。

○**菅原亮太委員** 何度も申しますように、実績評価がないのです。あくまでも近年の推移を見て、県教委独自の判断で、そういうような令和10年度の統合になっているのです。私としては、高校の魅力化を今進めている中において、各高校の校長にとっては、その魅力化を進めようとしているのに、きちんと基準に沿って20人以上を確保しようとして今頑張っているにもかかわらず、県教委の独自の判断でそういうように決められてしまうと、それは魅力化の取り組みの阻害につながってしまうのではないかと、そういったことを懸念するわけであります。

改めて伺いますけれども、2年連続で20人を下回ったら募集停止をするという基準を決めたわけでありますので、改めてその基準にのっとって、この金ケ崎高等学校については判断すべきではないかと思えます。やはり今の推測で図るのではなくて、せめてあと2年、20人以下になるかどうか、そういった実績を評価した上で統合の判断をすべきかと思えますが、改めてそれについて見解を伺います。

○**西川高校改革課長** 今回の再編計画において明記する学級数増減、募集停止に関する規則及び基準は、再編計画策定以降において、入学志願者数の状況等により学級数の増減等を検討する基準としているものです。例えばこの春、盛岡地区で統合した県立南昌みらい高等学校は、先ほどの基準等によるものではなく、現行計画の再編プログラムに位置づけて統合したものとなっております。金ケ崎高等学校の統合につきましては、先ほど御説明しましたとおり、基準等に基づくものではなく、入学志願者数や地元中学校の多様な学びが選択できる環境等を考慮した上で、個別に再編プログラムに位置づけて統合することとしたものです。

○**菅原亮太委員** 議論が平行線になってしまいますけれども、私は今の少子化の中においては、やはり学校の再編統合というのはやむを得ないだろうというように思っております。

ただ、進めるに当たっては、きちんと基準に乗っかって進めていかないと、それでは町民の皆さんの理解も得られないし、先ほど言ったように校長先生の魅力ある取り組みも阻害してしまう。そういう意味において、やはり再編統合は大事ですけれども、きちんとルールにのっとって再編統合しましょうということを改めて申し上げたいと思います。

先ほど言ったように、入学者の推計も20人以上になっているので、これを出しているにもかかわらず統合するというのは、私も納得がいかないなど、ちょっと矛盾を感じるなどというように思っております。

次に、県立岩谷堂高等学校についてであります。奥州市江刺にあります岩谷堂高等学校というのは、1年生はみんな普通科のような感じで学ぶのですけれども、2年生になると6系列、6コースに分かれていきます。それが農業系、工業系、商業系……ちょっと忘れましたけれども、6系列あります。岩谷堂高等学校も、この再編計画（当初案）において、その6系列あるうち、農業系と工業系を令和10年度に募集停止というようになっています。

再度伺いますけれども、この判断について、この学級数の増減に関する規則のどれに該当するのか、また該当しない場合、どのような理由でそういった6系列を4系列にすると判断したのか、理由をお聞かせください。

○西川高校改革課長 今回の再編計画（当初案）では、岩谷堂高等学校の農業系列と工業系列を選択停止としますが、学級減等はしないことから、学級数の増減に関する規則及び基準には該当しないものです。

また、専門高校は一定規模の教育環境で専門教育を学ぶ必要があると捉えており、内陸部、県南地区の農業高校、工業高校の配置、バランスを考慮して、県立黒沢尻工業高等学校、県立水沢工業高等学校、県立水沢農業高等学校へ学びを集約するために、これまでの志願者の状況、地域の中学校卒業予定者数の推移、地理的状況等から再編プログラムに位置づけて、岩谷堂高等学校の農業系列と工業系列を募集停止とすることとしたところでございます。

○菅原亮太委員 先ほどの答弁だと、規則には該当しないということです。では、何で募集停止をしたかということ、地域の専門高校に集約したいといった答弁かと認識いたしました。

ちなみに聞きますけれども、今の6系列——普通科文系、普通科理系、農業系、工業系、商業系、家政福祉系、この六つあるわけでありましたが、これを四つに減らした場合、教員の定数というのは変わるのか変わらないのか、それはいかがでしょうか。

○西川高校改革課長 学級減を伴いませんので、教員の数は変わらないという認識をしております。

○菅原亮太委員 ということは、系列を減らしたとしても、先ほど言った専門高校に集約というのは進まないというように考えられるわけです。要は系列を減らして、その分の教員をそちらの農業系だったり、工業系だったりに持っていきたいと思っているけれども、結局定員が変わらないのであれば、それは系列を減らしても意味がないのではないかと

うように感じるわけですが、いかがですか。

○西川高校改革課長 集約という意味なのですけれども、学びを集約するということで、教員の数自体は変わらないのですけれども、生徒が学ぶ場所を、例えば農業関係で言えば、岩谷堂高等学校ではなくて水沢農業高等学校を選んでもらうと、そういった集約のお話です。水沢農業高等学校は、募集定員が 80 人に対して、ことしは 30 人しか入っておりません。それから、水沢工業高等学校につきましても、定員の 160 人に対して、ことしは 88 人というように半分ぐらいになっております。ということで、その生徒の学びをそちらのほうに集約したい、誘導したいというところもあって、今回の選択停止としたところでございます。

○菅原亮太委員 今、定員の 80 人に対して、実績は 30 人と答弁がありました。これは、普通科と少し違うというところを勘案してほしいと思っています。私どもは、岩谷堂高等学校を視察してまいりました。私も総合学科というのは実は初めて聞いたというか、実際どんなことをするのか正直わからなかったもので、視察に行ってきました。この総合学科は非常にメリットがあって、まず先ほど言った、農業とか工業とか家政福祉とかの 6 系列がうまく連携していらっしゃる。例えば農業系で農産物を生産して、それを商業系で 6 次産業化というか商品化して、さらに家政福祉系で食育につなげて学んでいくという、この 6 系列がうまく連携しているというのがこの総合学科の特徴であります。

さらに、1 年次には皆さんで学んで、2 年次から系列で分かれるわけですけれども、この総合学科のメリットというのは、要は進路の選択です。1 年次はじっくりと自分がどの進路に行けるかというのを選択できる。その上で、6 系列に分かれていくわけですから、そういう意味ではミスマッチがなくて、今不登校生がゼロだというのが岩谷堂高等学校の特徴であります。あとは工業系に至っては管内就職率、要は胆江地域の就職率も 8 割、県内就職率に至っては 9 割とすごくメリットがあります。

あと先ほどのやり取りで教員確保の話もありましたが、総合学科には大学入試の推薦枠がありまして、例えば農業系へ行ったら、農業系の大学の推薦入試枠というのも確保できている。校長先生の話では、行く行くはそういった農業系とか工業系の大学に進学していただいて、その生徒に教員として地元に戻ってきていただくような取り組みを今後やっていきたいというようにおっしゃっていたわけです。

あと、校長先生が生徒に取ったアンケートでも、入学した理由の 45%が総合学科だから入学したということです。さらに、総合学科でなかったら入学しなかったと答えた生徒が 75%もいらっしゃったというわけでありますので、普通科の高校と同じように定員で考えるというよりは、やはり総合学科として、そのメリットというのをしっかりと考えた上で考えていかないといけないだろうと思います。そういう意味では、6 系列から 4 系列にすると、先ほど言った連携というものが本当に取れなくなってしまいますし、何より生徒のアンケートでも、総合学科だから、進路をじっくり選べるからというので選ばれたわけですから、やはり私としては 6 系列の存続というのを求めていきたいと思っています。

ぜひ県教委の皆さんにおかれましては、今申し上げた総合学科の必要性和、あとはこれからの岩谷堂高等学校の取り組み状況、またほかの学校の再編統合とかによる生徒の動向を見て、改めて系列の廃止の有無の判断をお願いしたいと思います。具体的には、令和10年と言っていますけれども、例えば再編計画の後期である令和13年度から17年度、この期間に延長するとか、そういった柔軟な対応をお願いしたいというように思いますが、見解を伺いたいと思います。

○西川高校改革課長 岩谷堂高等学校の地元就職率につきましては、菅原亮太委員から紹介があったとおりと考えており、地域の教育資源の活用や地域産業との交流、連携により、これまでも魅力ある学校づくりに向けた取り組みを進めてきたものというように認識しております。

そのような中、今後の少子化や人口減少を踏まえ、専門高校への集約が必要と判断し、農業、工業の学びの集約を行うため、公共交通機関等を利用した水沢農業高等学校、水沢工業高等学校、黒沢尻工業高等学校に通学が可能であることを理由に、岩谷堂高等学校の2系列の選択の募集停止について、今回再編計画プログラムに位置づけたところでございます。このような形で進めていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 なかなか難しいですね。私の意見はそのとおりです。やはり6系列の維持、これを求めたいと思っております。

今回、金ヶ崎高等学校について金ヶ崎町から要望が出たわけですが、岩谷堂高等学校について、例えば奥州市からも同様に6系列の存続を求めると、そういった要望書がもし仮に出た場合、その場合の県教委の対応について伺いたいと思います。

○西川高校改革課長 実際に要望書が届いておらないので、その内容がわからないと詳しい御答弁はできないところではございますが、本県の広大な地理的条件や今後の少子化の状況を踏まえ、特にも専門高校の配置については、各分野の専門性を維持しながら、よりよい教育環境の整備を図るため、より広域での再編を視野に集約を進めていく必要があると考えております。つきましては、当該市から県教育委員会に何らかの要望があった際には、再編計画の内容について御理解いただくよう説明をさせていただきます。

○菅原亮太委員 わかりました。今の答弁を聞いていますと、もう当初案を変えるつもりはないといった認識でよろしいのか。例えば11月に修正案が公表の予定になっていて、3月には計画決定というスケジュールですが、この11月の修正案に向けて要望書であったり、地域説明会であったり、この文教委員会であったり、本当にいろいろな要望、特にも存続であったり、系列廃止の撤回であったり、そういった地域からの要望が出ている中において、それでも県教委としては11月の修正案の際には、当初案を一切変えることなく進める。そういう認識でよろしいですか。

○西川高校改革課長 ただいま事務局内で地域検討会議、それから意見交換会、出前説明会等の御意見等を分析しながら、修正案についてどのように対応するのか検討している最中でありまして。今は、まず当初案を提示させていただいたということで、こういう形の答

弁をさせていただいております。

○菅原亮太委員 当初案は当初案ということで、11月の修正案に向けては、ぜひ今のやり取り——要望書であったり、地域の実情であったり、私の意見を含めて、本当に検討していただきたいというように思っております。金ケ崎町からも要望が出ていますし、今後もしかしたら奥州市からも要望が出るかもしれませんので、ここは実際に現場と隔たりがあるところをしっかりと御認識いただきたい。当然県教委としては、地域の皆様の御理解をいただいて、この再編計画を進めていくべきだと思っておりますので、11月の修正案に向けては、ぜひ御検討をお願いしたいと思いますが、改めていかがですか。

○西川高校改革課長 御意見は、確かに承りました。その内容を精査して、しっかり丁寧に、慎重に検討してまいりたいと思います。

○菅原亮太委員 わかりました……わかりましたではないですけれども、次に行かせていただきます。

県立杜陵高等学校奥州校についてであります。これも再編計画において、金ケ崎高等学校が水沢高等学校と統合した後、その金ケ崎高等学校の空き校舎に定時制、通信制である杜陵高等学校奥州校が移転するといった再編計画になっております。

私は杜陵高等学校奥州校に視察に行っていました。現状、定時制の生徒のうち、約7割が奥州市在住、通信制の生徒のうち、約5割が奥州市在住というようになっております。これが金ケ崎高等学校の跡地に移転するとどうなるかということ、奥州市在住の皆さんは今自転車とかで通学しているのが、大体金ケ崎駅まで電車で行って、そこから徒歩とか自転車で行かざるを得なくなって、徒歩だと20分以上かかるようなところだと思います。そういう意味においては、やはり通学支援というのが今後重要だというように思います。県教委の県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～にも、広大な県土を有する本県の通学事情等を考慮し、学校統合を行う場合で、かつ、通学が困難となる場合には、地元市町村と連携した通学支援等のあり方について検討する、とありますので、今回杜陵高等学校奥州校が移転となれば、当然そういった通学支援——例えば金ケ崎駅からバスを運行するとか、そういった支援が必要だと思っておりますけれども、その対応について伺います。

○西川高校改革課長 杜陵高等学校奥州校の移転に伴う金ケ崎駅からの通学バスの支援についてですけれども、在籍生徒の通学手段を確認したところ、定時制では電車等が29.8%、保護者送迎が22.8%、通信制では電車等が13.1%に対して、保護者送迎が67.7%となっております。

また、同様に生徒の所在市町村を確認したところ、定時制については奥州市以外が24.6%、通信制については奥州市が54.5%、金ケ崎駅以北が25.3%、両磐、沿岸南部地区が20.2%となっていることや、義務教育ではないこと、それから公平性の観点等を踏まえ、バス利用者への通学支援は必要ないものと判断したところです。

○菅原亮太委員 このビジョンには、きちんと通学支援のあり方について検討するとありますので、やはりそこはぜひ検討していただきたいというように思っております。まだ移

転してどのように実施されるかというのは計り知れないですけれども、そういった予想はできますので、そういったところを柔軟に対応していただきたいと思います。

最後に寮の整備について伺います。今回の再編計画に沿って統廃合を進めていくとなった場合に、通学支援だけでなく、寮の整備というのもやはりこれから必要になってくるだろうというように思っております。そういった中で、今年度、各地で開催された地域説明会において、担当の皆様からいろいろ御説明いただきましたけれども、その中で県教委の担当者から、寮整備について次の2点のコメントがありました。

まず、普通校は地域の拠点校として残すが、寮の整備も重要と思っている。募集定員の2分の1から3分の1程度の学生が泊まれる学生寮の整備が必要と考える。

2点目、工業、農業、商業といった専門校は、募集定員と同程度の学生が泊まれる学生寮の整備が必要と考えている。そういった二つのコメントが地域の説明会で出されておりましたが、県教委としての考えと受け止めていいのか伺います。

○西川高校改革課長 寮整備については、県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～に記載する通学等に対する支援を踏まえ、発言したものであります。これは、将来的な県立高校の姿について、現在の213学級から、令和21年度にはその半数である110学級数を減じなければならない状況下であり、広大な地理的要因を抱える本県において、生徒の教育の質の保障及び教育の機会を保障するためには、通学支援や寮整備が必要と考えていることによるものです。

また、寮整備に係る収容定員ですけれども、実際に再編計画に位置づけて統合等を行う時点において、普通高校や専門高校といった学校の種類、それから高校を配置する地域からの進学状況等を踏まえ、収容定員については検討していくものと考えております。

○菅原亮太委員 では、この普通校は2分の1から3分の1の学生が泊まれる学生寮を整備するとか、専門校は募集定員と同程度の学生が泊まれる学生寮を整備するとか、具体的な数字も出した上で発言されていましたがけれども、そこまでは県教委としては考えていなくて、あくまでもこれから寮の整備は必要だと、そういった抽象的な考えにとどまっていると、そういった認識でいらっしゃるのでしょうか。

○西川高校改革課長 今回の再編計画では、県立宮古水産高等学校に関しては寮整備について言及しているところですが、今後の再編計画の中でこういった方向が位置づけられるかによって、その収容定員というのは変わっていくものというように考えております。

○菅原亮太委員 県教委としては、寮整備が必要だと思っても、それ以上の具体的な言及については今のところないと。先ほど取り上げた二つのコメントについては、あくまでも担当者レベルの認識ということなのではないでしょうか。

○西川高校改革課長 長期ビジョンに記載している通学等の等には、寮整備を含んでいるもので記載しているので、あくまで寮整備については県教委としては検討しているというスタンスです。

○菅原亮太委員 いずれにしても、やはり寮の整備というのは本当に必要だと思っております。先ほど二つのコメントを紹介しましたが、そういう具体的な内容もこれからぜひ検討していただきたいと思っております。それともセットで再編計画を打ち出していただいて、市民や町民の皆様には御説明が必要だろうと思っております。再編計画については以上ですけれども、改めて申し上げますが、ぜひ11月の修正案において、申し上げたことをぜひ御検討いただきたいというように思います。

最後に教育長に伺ってよろしいですか。その再編計画（当初案）の変更について、修正案をどうするかお伺いします。

○佐藤教育長 修正案をどうするかというお尋ねでございますが、ことし8月5日に当初案を提示して以降、地域検討会議や意見交換会、出前説明会、あるいは文教委員会で、御意見をいただいておりますし、市町村要望もいただいております。どういう形で修正案をお示しできるかということ、今鋭意検討中でございます。

どうあるべきかということについては、まさに検討中でございますので、今この場でこの部分についてはこうします、ここでこういうお話をされたので、例えば一般質問でこうされたから、こうしますということは申し上げる状況にはございませんが、いずれ全ての意見を取りまとめしております。それについて逐一検討しておりますので、我々としてその時点でベストの案をまたお示しする格好になるというように考えております。

○菅原亮太委員 では、大きく二つ目の質問に移ります。次は、医系進学コース設置についてであります。先般、令和8年度を目標に県立盛岡第一高等学校で医系進学コースの設置をするという話でございます。これについて、これまでも盛岡第一高等学校では医学部を目指す生徒に対して進学指導を行っていたと思っておりますけれども、今回の医系進学コース設置で何が変わるのか、もしくは何がふえるのか、例えば教員の増加もあるのか、また予算の増額もあるのか、その辺について伺います。

○亀山高校教育課長 盛岡第一高等学校への医系コース設置についてでございますが、県教育委員会ではこれまで本県の地域医療を担う医師の確保に向け、いわて進学支援ネットワーク事業や岩手メディカルプログラムの実施等により、医学部進学者の裾野拡大に取り組んできており、盛岡第一高等学校においてもこれらの事業に参加してきたところでございます。また、盛岡第一高等学校独自の取り組みとしては、卒業生の協力を得ながら病院見学をしたり、現役の医師、医学部の教員、医療関係者からの講話を聞いたりするなどの教育活動も実施してまいりました。

医系コース導入により変わる点といたしましては、医学部受験に即した学習指導、面接、小論文の指導等を行う授業、医学特論や医学部受験に頻出する医療、科学分野の英語読解や英作文の指導等を行うサイエンティフィック・イングリッシュなど、医科大学の教員と連携して実施する授業を日常の教育課程に位置づけ、実施することでございます。これまで実施してきた岩手メディカルプログラム等の既存の事業との接続を図りながら、協力いただく医療関係機関、他部局等とも連携し、医師を目指す生徒の医療人としての知識と素

養をより一層高め、進路実現を支援してまいります。

○佐藤ケイ子委員長 菅原委員に申し上げます。時間が経過しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○菅原亮太委員 失礼しました。では、まとめて一つに絞って御質問させていただいて終わります。

今回、盛岡第一高等学校での医系進学コースでありますけれども、我々県南地域の間人としては、やはりそういった医系進学コースというのは、県内全域に波及するべきだろうというように思っております。例えばサテライト化するなどして、沿岸、県北、県南地域の公立高校等にも、配信といった形でもよろしいので、そういった医系進学コースのような形で県内に波及していただけないかと思えます。

それと併せて、今奥州市では、高校生が自主的に学生団体MEDIALを設立しました。これは、地域の医師を招いて、医学部合格のために勉強方法だったり、医師から指導等いただける団体を立ち上げました。そういった団体がいらっしゃるぐらい、県内の高校生でもやはり医学部を目指す生徒というのはふえておりますので、そういったところの連携も含めながら、ぜひサテライト化をお願いしたいと思えますが、答弁をお願いしたいと思います。

○佐藤ケイ子委員長 答弁は簡潔にお願いいたします。

○亀山高校教育課長 従前から高校2、3年生を対象とした岩手メディカルプログラムにおいては、令和5年度からは、さらに医学部進学を希望する1年生を対象に加え、医師や医学生による講演のオンデマンド配信を実施することで、医学部進学者の裾野拡大に取り組んでまいりました。今後も医学部への進学を支援する取り組みとして、講演会の配信など、オンラインやオンデマンドを活用して検討してまいります。

また、他部局、諸団体との連携等につきましても、これまでも岩手メディカルプログラムなどで他部局、それから医師、医科大学の教員等、さまざまな医療関係者と連携して、高校生の学力向上や進路意識の高揚を図っており、今後におきましても医療関係者、他部局等と連携を図り、高校生を支援する取り組みを進めてまいります。

○斉藤信委員 それでは、私は第3期県立高等学校再編計画について質問いたします。

この間、地域検討会議や住民説明会、出前説明会などやられました。私も2カ所の地域検討会議に出ましたし、議事録も読ませていただきました。そこで、きょうは3点に絞ってお聞きしたい。

共通して出されたのは、いわて留学の取り組みについて、県教委の主体的、岩手県一体的な取り組みを強化してほしいというところです。いわて留学については、若干の議論もありましたが、県教委が独自に、そして岩手県一体としての取り組みをどう進めるのか、そのことについてお聞きしたい。

○西川高校改革課長 県教育委員会では、小規模校を対象に令和2年度から実施していた高校の魅力化促進事業の取り組みを令和4年度から全県立高校に拡大し、各校における地

域等関係機関との協働による魅力ある学校づくりの取り組みを支援するとともに、いわて留学を推進してまいりました。令和7年度からは、これまでの成果や課題を踏まえつつ、いわて留学のより一層の推進を図るため、新たに県外留学に知見を有する民間団体との協働により、受入れ校や地元自治体と入学希望者とのマッチング機会の充実や、生徒が不安なく学校生活や日常生活を送ることができるよう、受入れ校や地元自治体に対して助言等の支援を進めております。

また、いわて留学に取り組みやすい環境づくりに向けて、市町村の地域連携コーディネーターの配置の促進及び資質の向上と地域内外との連携強化の取り組み支援等を実施し、高校、市町村に対して県外生徒の受入れ態勢の整備等に係る伴走支援を進めてまいります。

○斉藤信委員 いわて留学の取り組みは今年度、18校に広がったとのこと。同時に、全国的に今取り組んでいて、全国との競争でもあるわけです。だから、地域みらい留学というのがありますけれども、岩手県がこれにどう関わって取り組むのか、市町村はどうなっているのか、そのことを示してください。

○西川高校改革課長 地域みらい留学とは、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが主導している全国に展開している地域みらい留学の内容になっております。基本的には、地域みらい留学にエントリーするには、大体130万円とか140万円かかるのですが、こちらにつきましては、やはり自治体が地元で高校を残してほしいという思いで、地元から地域みらい留学にエントリーしてでもそういった取り組みをしたいということを受けて、当該校と地元自治体が話し合った結果、エントリーしているという状況になっております。

基本的には地元市町村と当該校が主体となって対応しているとは思いますが、先ほど御答弁したとおり、東京都でのイベントでは、岩手県の一体感とか醸成感がありませんでしたので、やはりそういったところについては、岩手県でしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○斉藤信委員 県教委として、ここまで広がった取り組みを本当に全県一体で取り組んでいるという姿が見えるようにしっかりやっていただきたい。

二つ目は、地域校の位置づけなのですけれども、1学級校でも地域校として位置づけて存続するという、この方針は歓迎されています。問題は、20人以下が2年続いたときに機械的に募集停止とするのか。そこで、私は議事録を見て大変注目したのは、盛岡地区の地域検討会議での西川高校改革課長の答弁なのですけれども、こう言っているのです。地域校については、配慮の必要な生徒が通っていることは承知しており、基準に該当したからといって、機械的に募集停止するのではなく、さまざまな状況を考慮した上で判断する必要があると認識していますと。機械的にやらないということですね。

○西川高校改革課長 再編計画（当初案）には、原則としてというように記載しておりますので、原則的には再編の検討に入るのですけれども、これまでは1学級校の募集停止につきましては、いわて留学という取り組みはほとんどなされておりました。なので、

そういった外的要因が今回ふえてきたところもあったので、そういった地域みらい留学、いわて留学であったところも加味する必要があるであろうということで、その結果、成果が出るにはやはり一定期間必要などころもあるというようなどころも判断した上で、原則としてはあるのですけれども、機械的ではないという言葉で発言させていただいたところです。

○**斉藤信委員** 議事録を見ると、皆さん御心配しているのです。2年連続で20人を割ったら、機械的に募集停止になるのではないかと。そういう中で、こういう答弁があったので、これはすごく大事なことです。地域の事情、状況を見ながら、柔軟に対応していただきたい。

三つ目です。支援が必要な生徒への取り組みです。私が前に聞いたときには、1,500名でしたか、そういう規模で支援が必要な生徒がいるということでした。義務教育は通級学級とか、そういう特別支援学級とかあるのですが、高校に行くと、それはないのです。私は、これだけの規模で特別に支援が必要な生徒がいるのであれば、しっかりした受皿、体制をつくる必要があるのではないかと思います。これが第1点です。

あと、第2点、不登校の問題とも絡んで、全国ニュースを見て私はびっくりしたのだけれども、今、広域通信制を含めた通信制高校の生徒数は全国の高校生の1割だということです。あと、県内の私立学校でもかなりの数の学校が通信制に取り組んでいるのです。だから、そういう意味でいくと、本当に支援が必要な生徒を普通科の高校でどうするのか、その他の小規模校でどうするのか。さらには、通信制高校も私学に負けないような、そういう魅力あるものにしていくことが必要なのではないかと思います。

この間、星北高等学園を見てきまして、やはり小規模校だけれども、ポリシーもしっかりしているし、本当に生徒一人一人の思いを受け止めてやっている。だから、私はこういうものも公立高校は学んで、今そういう受皿をつくっていく必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○**西川高校改革課長** まず、1点目ですけれども、請願の中でも資料等がありましたが、県教委では毎年国に教員配置の要望をしております。今県立高校は、1学年40人という標準法に基づき教員配置をしているので、やはり本県のような広域な地理的要件を持つところにつきましては、そこを35人とか、30人とか、そういった学級編制が多様化できるようになれば、配慮が必要な生徒に対応できるのかというように考えております。やはり教員は人件費だと思っておりますので、その辺をしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、広域通信制高校のお話がありました。今回高校再編計画の当初案では、杜陵高等学校奥州校をそういった形で金ヶ崎高等学校の中に入れていというように考えているのですけれども、実は花巻市とか北上市は定時制がございません。今回、公共交通機関の便がよくなるということで、恐らく北上市とか花巻市といったところからも通うことができるのであろうと考えております。

広域通信制高校に10人のうち1人が流れているようですけれども、広域通信制高校に負けないよう県立高校につきましても、定時制、通信制の在り方もしっかりと踏まえて、県教

委でもしっかり対応してまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 支援が必要な生徒への対応は通信制の対応もそうです。あとは小規模校や普通の学校でもどう対応するのか。もう義務教育はちゃんと特別支援学級とかやっているわけだから。本当にこの点もやはり私学との競争なのです。本来、一番信頼が高いのは公立学校なので、私学に負けないチーム、体制もつくって、しっかりやっていただきたい。最後に聞いて終わります。

○**西川高校改革課長** 先ほど御説明しました広域通信制ですけれども、1単位1万円以上ということになっておりますが、県立の通信制高校の1単位は190円です。こういったお金があまりかからないというところも、やはり一般の方々には知られていない状況でありますので、いろいろな場を捉えて保護者と生徒にわかるように情報提供していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 先ほど言い忘れたのですけれども、いわて留学の当初案は、極めて貧困な記述だから、この間かなり議論されてきたので、ここは本当に充実させてやってください。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は、退席されて結構です。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち、ふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**阿部理事兼副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第1号令和7年度岩手県一般会計補正予算（第3号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の9ページをごらん願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は、第10款教育費、次の10ページの第1項教育総務費のうち3,724万2,000円の減額でございます。補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明いたしますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の52ページをごらん願います。第10款教育費、第1項教育総務費、第4目教育指導費の地域ニーズ対応リカレント教育推進費は、地域ニーズに対応したリカレント教育を推進するため、文部科学省の補助事業について県が申請主体となって事業を実施する予定としておりましたが、公募要件に合わせて申請主体を見直し、大学が国の補助事業の申請主体となり、一部事業を県が大学から受託することとされたことに伴い、所要額を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**佐藤ケイ子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長

なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

なお、今回継続審査と決定いたしました請願陳情1件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

ふるさと振興部の皆様は、退席されて結構です。

委員の皆様には、御相談がありますので、少々お待ちください。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。

今年度の当委員会の調査についてであります。去る10月2日開催の正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和7年度文教委員会調査計画（案）のとおり調査を実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認をお願いいたします。県外調査は1月19日から1月21日となりますので、お願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会いたします。